

ISSN 1349-5526

人間科学研究

Studies of Human Science

Vol. 5



March 2009

人間科学研究

Studies of Human Science

Vol. 5

March 2009

北見工業大学

Kitami Institute of Technology

Koen-Cho, Kitami-Shi
Hokkaido, Japan

目 次

(論 文)

Benefits for language students using CMC - Evidence for and against equalization of student participation and increase in target language production

..... Jennifer Claro 1

現代ドイツの演劇状況 (VIII)

..... 照 井 日出喜 13

(ノート)

地域視点からの大型店出店問題と地方自治体の規制手法

..... 金 倉 忠 之 51

Benefits for language students using CMC – Evidence for and against equalization of student participation and increase in target language production

Jennifer Claro*

Abstract

In recent years, the use of Computer Mediated Communication (CMC) in EFL classrooms has been increasing. Research indicates that there are benefits of using CMC for language learning. Students who are silent in face-to-face communication contribute in CMC discussion. As well, it is the students who contribute the least in face-to-face discussion who increase their participation the most in CMC discussion. An increase in the total production of target language has also been claimed. However, there is sufficient evidence to cast doubt on the acceptance of claims of benefits for all language students. This literature review will focus on the two main benefits claimed by researchers in CMC, and describe several studies that indicate that some groups of language students did not benefit from the use of CMC. read news on the Internet in the future.

1. Benefit one: Increase in student participation

1.1 Evidence for an increase in participation

The most often cited benefit of using CMC for language learning is that CMC promotes the equalization of participation of language students in discussion (Beauvois, 1992, 1998; Bohlke 2003, Chun 1994; Kelm, 1992; Kern, 1995; Sullivan & Pratt, 1996; Tella, 1992, Warschauer 1996a). Students who are silent in F2F discussion contribute in online discussion (Kern, 1995). There are many reasons for this, perhaps the most obvious being that in online discussion, all participants can contribute at the same time. There is no need to wait for one's turn, with the result being that students have the opportunity to contribute far more in online discussion than in face-to-face (F2F) discussion (Beauvois 1992, 1998, Kelm 1992).

* 北見工業大学講師 Lecturer, Kitami Institute of Technology

As well, it is the students who participate least in face-to-face communication who increase their participation the most in electronic discussion (Bump, 1990; Warschauer, 1996a). In F2F discussion, it is the less assertive and less proficient learners who receive the fewest opportunities for output (Chaudron, 1998; Johnson, 1995; both cited in Cheon, 2003). As well, other groups, including less able, shy or self-conscious students, women, and minority groups may be at a disadvantage in F2F discussion (Beauvois, 1992; Berge, 1997; Flores, 1990; Kelm, 1992; Selfe, 1990; Sproull & Kiesler, 1991), where they may feel “on the spot”. On the other hand, CMC is known as the faceless environment. Participants are invisible in CMC. There are no faces, no facial expressions, and CMC is low in social cues - body language, tone, pitch, etc. (Kupelian, 2001; Sproull & Keisler, 1991). This faceless environment can be face-saving as well, relieving learners of their inhibitions and enabling them to express themselves more freely (Hoffman, 1996).

Students who are very vocal in F2F discussions may find that their ability to take the floor decreases in online discussion. Sullivan (1993) and Beauvois (1998) both assert that one student cannot dominate in synchronous CMC (i.e. “chat”). According to Smith (1988, p. 130, cited in Kern 1995, p. 459), “Individuals need no longer be excluded from a discussion because someone with a more insistent manner is hogging the floor. Everyone gets an equal opportunity to participate, and the most interesting and relevant ideas, not the loudest voice, attract the most attention.” However, Bohlke (2003) reported that one student managed to dominate both F2F and online discussion.

This “leveling effect” (Kelm, 1992) applies to teachers as well, as they become merely another participant in the discussion. Teachers must be willing to give up their authority as the discussion is taken over by students (Kern, 1995; see also Warschauer, 1997). In Kern (1995)’s study, in F2F discussion, instructors took 45% of total turns. In SCMC (synchronous CMC, or “chat”) discussions, instructors took from zero to ten turns, for a maximum of 4% of total messages. These results appear to be representative of CMC in general, reflecting the oft-quoted “guide on the side” image of the instructor. Kelm (1992) warns that instructors may find themselves becoming obsolete.

These are all positive effects of online discussion, as the result is that students, at least in theory, can produce far more output than they could in F2F discussion. As well, students are exposed to far more input in online discussions than

they are in F2F discussions. This leads to more proficiency in the target language (Lee & Van Patten 1994, cited in Beauvois 1997).

It should be noted here that measures of increased participation for less vocal students in F2F discussion necessarily means a drop in participation from more vocal students. But this does not mean that more vocal students are disadvantaged in CMC discussion. In Warschauer's (1996a) study, the four quietest members of the class in face-to-face discussion increased their participation almost ten-fold and thus went from almost total silence to relatively equal participation. The participation of students who were more vocal in F2F discussion dropped as a result of using CMC, but not below 25% in a four-person group. Thus, the most verbal students decreased their participation to a more equal level, and the least verbal students (who were all Japanese) increased their participation dramatically. Beauvois (1997), as well, notes that the students who contributed the most in F2F discussion were not disadvantaged by SCMC discussion, producing as many messages as utterances.

1.2 Conflicting evidence: Warschauer (1996a) and Fitze (2006)

The following two studies have found conflicting evidence for increased equality of participation. Warschauer (1996a) studied the participation patterns of 16 mixed-nationality ESL students living in the USA, which he assigned randomly to four groups, two of whom participated in SCMC discussion and two in face-to-face discussion. Then the four groups switched environments. This was all done in one usual 75-minute class period. Warschauer (1996a) used the Gini coefficient as a measure of equality of participation. He found that although three of the four groups greatly increased their equality of participation (as measured by the Gini coefficient, a useful measure of equality) in SCMC, a fourth showed decreased equality of participation in the online discussion, or more unbalanced discussion. Warschauer (1996a) attributes this result to the fact that the three groups that did increase equality of participation all had Japanese members, whose participation in F2F discussion was minimal, and led to very unbalanced participation with relatively high Gini coefficients of .46 to .59¹. There were no Japanese students in the fourth group, which had a Gini coefficient of .10 in the F2F discussion, showing a far more balanced discussion than the other three groups in F2F discussion, and far more balanced as well than their own online discussion. These results lend support to the claim that online discussion shows more balanced participation, with the greatest increase in

¹ The lower the Gini coefficient, the more equal, or balanced, the discussion is.

participation being by students who contribute least in F2F discussion. However, it also demonstrates that not all groups benefit from this feature of online discussion, and that some groups (groups with reasonably balanced equality of participation in F2F discussion) may actually be disadvantaged by it.

Fitze (2006) studied two groups of mixed-nationality advanced ESL students living in Canada ($n=27$) who all participated in both F2F and SCMC discussion for four weeks. He found that one of the two groups he examined showed more balanced participation in SCMC (with Gini coefficients of 0.301 and 0.300) than in F2F discussion (with Gini coefficients of 0.498 and 0.578). But he found that the participation of the second group was not influenced by the type of conference. Gini coefficients for the second group in SCMC were 0.438 and 0.445, and for F2F were 0.446 and 0.419. In other words, in the second group, participation was rather consistent regardless of type of environment. Fitze's (2006) two groups were approximately balanced in terms of number of students, gender, and language and cultural background, so there was no obvious reason for the difference in results between the two classes. He concludes that there may have been other, unknown factors which influenced the outcomes, and suggests that future studies assess factors such as speaking fluency, shyness, and introversion; factors which Warschauer (1996a) attributes to students' tendency to participate less in F2F discussions.

1.3 Bohlke's study (2003)

Both Warschauer (1996a) and Fitze (2006) used the Gini coefficient to determine equality of participation. Bohlke (2003) used standard deviation as a measure of variance across groups. He studied the participation of 27 American learners of German as a foreign language in SCMC and F2F discussion. Students discussed a topic in one mode and then switched to the other in a single class period, similar to the procedure of Warschauer's (1996a) study. He calculated the percentage of contribution of each participant, he then performed an F-max analysis on the variance of all groups to arrive at the conclusion that the variance in the F2F groups was significantly greater than that of the SCMC groups, and thus SCMC groups showed more balanced participation. However, when he compared results *across* groups, the results varied. Based on examination of means, his 3 groups of 4 students all showed more equal participation in SCMC than in F2F discussion. By contrast, his 3 groups of 5 students did *not* show increased participation in SCMC. However, Bohlke (2003) did not perform statistical analyses on these group-size results to see if they were significantly different, so while we can accept his claim that his study

showed that participation was more equal in SCMC than in F2F discussion, his claim of group size effect is questionable. In addition, Bohlke (2003) cites these limitations of his study;

1) Students' proficiency in German should have been measured, as this could have been a factor in the different levels of participation.

2) Typing skills could have affected the level of participation and should have been assessed.

3) Pre- and post-study questionnaire including questions about attitudes towards both discussion modes should have been given, as these attitudes may have influenced participation.

1.4 Implications for language classes

In all of the three studies described above, at least one of the groups of students did not show increased participation in SCMC. Thus, SCMC may not be a suitable alternative to face-to-face discussion for all groups of students. This is a key area for future research. Under what conditions do students benefit from online discussion? The variables that influence the success or failure of SCMC discussion must be identified and measured. Until then, teachers will not be able to accept claims of more equal participation in online environments.

2. Benefit Two: Increase in production of target language

2.1 Anecdotal evidence

The current focus on the importance of output in acquiring a second language (Swain, 1985; Swain & Lapkin, 1995) has called attention to the quantity of language output in CMC discussion as compared to that of face-to-face discussion. However, no studies show an actual measured increase in language production in CMC versus F2F discussion. Some anecdotal evidence (Beauvois 1998, Kelm 1992) supports the notion of increased production, but when we examine available empirical evidence, a clear relational effect cannot be ascertained.

2.2 Kern's study (1995)

Kern's 1995 study of 40 American students studying French, one of the most-often cited studies on CMC versus F2F discussion, found that the mean number

of words produced in SCMC discussion exceeded that in F2F discussion. However, Kern did not perform statistical analysis on his results. Fitze (2006) statistically analyzed Kern's results and found no significant difference. Kern (1995) noted that his study was not tightly controlled, and that there were other conflicting variables that may have interfered with his analysis. Ortega (1997) also notes problems with Kern's (1995) study. Ortega (1997) further points out that in another pinnacle study, Warschauer (1996a) does not include comparisons of total learner language production in the two modes. Chun (1994), who conducted another seminal study in the field, suggests that CMC is instrumental in increasing learner-to-learner interactions, but she does not compare her results to F2F discussion.

2.3 Kobayashi's study (2006)

In another study, Kobayashi (2006) found that language production actually decreased in SCMC mode. In two face-to-face discussions, 15 Canadian students studying Japanese produced 1505 words, whereas in two SCMC discussions, 514 words were produced. However, Kobayashi (2006) did not keep time constant over the two environments. Therefore, we cannot know if similar numbers of words would have been produced over the same period of time. As well, no statistical tests were performed on these results to see if they were statistically significant.

2.4 Fitze's study (2006)

In his study, Fitze (2006) found no statistically significant difference between the total number of words in either conference (SCMC or F2F) in the same amount of time. Fitze controlled for other variables and his study is the most tightly controlled and measured that this researcher has found to date on this subject. His study seems to be the only study in which quantity of output was accurately measured and analyzed.

3. Conclusion

It must here be noted that all of the aforementioned studies all involved the comparison of production of words in SCMC (i.e. "chat") discussion versus that of F2F discussion. I have not found any studies that have investigated the possibility of an increase in production in ACMC (asynchronous CMC, i.e. discussion boards) over face-to-face discussion. This is a large gap in the literature and one I hope will be filled by studies involving ACMC discussion, face-to-face discussion, and SCMC.

Many researchers have claimed that SCMC benefits language students in two main ways; 1) The equalization of participation of students increases and 2) The production of the target language increases. However, enough evidence exists to cast a doubt on the universal acceptance of these claims. As discussed in this paper, several research papers either showed that either; 1) One or more groups did not benefit from the use of CMC or 2) The evidence used by the authors to justify claims of increased equality of participation or increased production of target language is problematic, in that variables were not carefully controlled for, carefully measured, or statistically analyzed.

Thus, evidence to support the use of SCMC for language learning is, at the present time, insufficient. In future studies, it is hoped that researchers will choose tighter research design and will identify and measure variables which may be causing groups to respond in different ways to SCMC.

References:

- Abrams, Z. (2003). The effect of synchronous and asynchronous CMC on oral performance in German. *The Modern Language Journal*, 87(2), 157-167.
- Beauvois, M. (1998). Conversations in slow motion: Computer-mediated communication in the foreign language classroom. *The Canadian Modern Language Review*, 54(2), 198-217.
- Beauvois, M. H. (1997). Computer-mediated communication: Technology for improving speaking and writing. In M. D. Bush (Ed.), *Technology enhanced language learning* (pp. 165-184). Lincolnwood, IL: National Textbook Company.
- Beauvois, M. H. (1992). Computer-assisted classroom discussion in the foreign language classroom: Conversation in slow motion. *Foreign Language Annals*, 25(5), 455-464.
- Beauvois, M. H., & Eledge, J. (1996). Personality types and megabytes: Student attitudes toward computer-mediated communication (CMC) in the language classroom. *CALICO Journal*, 13, 27-45.
- Berge, Z. (1997). Computer conferencing and the online classroom. *International Journal of Educational Telecommunications*, 3 (1), 3-21.
- Bohlke, O. (2003). A comparison of student participation levels by group size and language stages during chatroom and face-to-face discussions in German. *CALICO Journal*, 21(1), 67-88.
- Bump, J. (1990). Radical changes in class discussion using network computers. *Computers and the Humanities*, 24(1-2), 49-65.
- Chaudron, C. (1988). *Second language classrooms: Research on teaching and learning*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Cheon, H. (2003). The viability of computer mediated communication in the Korean secondary EFL classroom. *Asian EFL Journal*, 5(1), 1-61. [Electronic version]. Retrieved August 18, 2008, from <http://www.asian-efl-journal.com/march03.sub2hc.pdf>

- Chun, D. (1994). Using computer networking to facilitate the acquisition of interactive competence. *System*, 22 (1), 17-31.
- Fitze, M. (2006). Discourse and participation in ESL face-to-face and written electronic conferences. *Language Learning and Technology*, 10 (1), 67-86.
- Flores, M. (1990). Computer conferencing: Composing a feminist community of writers. In C. Handa (Ed.), *Computers and community: Teaching composition in the twenty-first century* (pp. 107-139). Portsmouth, NH: Heinemann.
- Hoffman, R. (1996). Computer networks: Webs of communication for language teaching. In M. Pennington (Ed.), *The power of CALL* (pp. 55-78). Houston: Athelstan.
- Johnson, K. E. (1995). *Understanding communication in second language classrooms*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Kelm, O. R. (1992). The use of synchronous computer networks in second language instruction: A preliminary report. *Foreign Language Annals*, 25, 441-545.
- Kern, R. G. (1995). Restructuring classroom interaction with network computers: Effects on quantity and characteristics of language production. *The Modern Language Journal*, 79, 457-476.
- Kinginger, C. (1990). Task variation and classroom learner discourse. Unpublished doctoral dissertation, University of Illinois.
- Kobayashi, U. (2006). Effects of computer-mediated communication (CMC) on learner's language production and attitude towards oral communication in Japanese. Unpublished master's thesis, University of Alberta.
- Kupelian, M. (2001). The use of e-mail in the L2 classroom: An overview. *Second Language Learning and Teaching*, 1(1). [Electronic version]. Retrieved June 29, 2006, from <http://www.usq.edu.au/opacs/sllt/1/Kupelian01.htm>
- Lee, J., & Van Patten, B. (1995). *Making communicative language teaching happen*. New York: McGraw-Hill, Inc.

- Ortega, L. (1997). Processes and outcomes in networked classroom interaction: Defining the research agenda for L2 computer-assisted classroom discussion. *Language Learning & Technology*, 1(1), 82-93.
- Selfe, C. L. (1990). Technology in the English classroom: Computers through the lens of feminist theory. In C. Handa (Ed.), *Computers and community: Teaching composition in the twenty-first century*. Portsmouth, NH: Heinemann.
- Sproull, L. & Kiesler, S. (1991). *Connections: New ways of working in the networked organization*. Cambridge, MA: MIT Press.
- Smith, F. (1988). *Joining the literary club: Further essays into education*. Portsmouth, NH: Heinemann.
- Sullivan, N. (1993). Teaching writing on a computer network. *TESOL Journal* 3, 34-35.
- Sullivan, N. & Pratt, E. (1996). A comparative study of two ESL writing environments: A computer-assisted classroom and a traditional oral classroom. *System*, 4, 491-501.
- Swain, M. (1985). Communicative competence: Some roles of comprehensible input and comprehensible output in its development. In S. M. Gass & C. G. Madden (Eds.), *Input in second language acquisition* (pp. 235–253). Rowley, MA: Newbury House.
- Swain, M., & Lapkin, S. (1995). Problems in output and the cognitive processes they generate: A step towards second language learning. *Applied Linguistics* 16, 371-391.
- Tella, S. (1992). *Talking shop via e-mail: A thematic and linguistic analysis of electronic mail communication*. (Research report No. 99). Department of Teacher Education, University of Helsinki. (Also available as ERIC Document No. ED352015).
- Warschauer, M. (1997). *Computer-mediated collaborative learning: Theory and practice* (Research Note #17). Honolulu: University of Hawai'i, Second Language Teaching & Curriculum Center.

Warschauer, M. (1996a). Comparing face-to-face and electronic discussion in the second language classroom. *CALICO Journal*, 13, 7-25.

Warschauer, M. (1996b). Motivational aspects of using computers for writing and communication. In M. Warschauer (Ed.), *Telecollaboration in foreign language teaching: Proceedings of the Hawai'i symposium*. Honolulu, HI: University of Hawai'i, Second Language Teaching and Curriculum Center.

現代ドイツの演劇状況 (Ⅷ)

照井 日出喜*

Abstract

In this paper, the directions of the stages are mainly discussed, which were performed in Berlin and Wien between September 6th and October 5th, 2008. Specifically, the following plays are analyzed and criticized: 8 Shakespeare's works, 3 various "Faust" works, 2 Brecht's works and 2 Kleist's works, a drama of Camus and Genet, a stage version of Th. Mann and Ch. Wolf's novel, and a modern play by Kater and Mouawad. Also 2 opera performances ("Tristan and Isolde" and "Rigoletto") and 3 concerts (ROS, SWO-SO and DSO) in Berlin are inserted as "intermezzi" in narration.

In connection with the direction of Th. Mann's "Zauberberg (Magic Mountain)" and that of Brecht's "Trommeln in der Nacht (Drums in the Night)", several issues are raised as to the political process during and after World War I in Germany, i.e., the war itself and the revolution and counterrevolution right after the war, and the intellectuals' statements on their attitude toward that political process, since both of them play an essential role in developing both of the works.

歪んだ鏡の中にみずからの引き裂かれた「実像」の影を追い求め、そこに束の間、すぐさま煙のごとくに消え失せるアイデンティティーの破片の幻像を見ることで、所詮はひたすら浮遊するのみのわが身の「實在」を感得するというのが、「観る側」にとっての芝居の本質である。ジャン・ジュネは、「私が劇場に行くのは、わたし自身を舞台の上に（ただ一人の登場人物において再構成されたものにせよ、多様な人物の助けを借り、作り話の形をとったものであるにもせよ）、わたし自身が決して見ることも夢見ることでもできぬような——あるいはあえてそれをなしえぬような——姿において見るためであり、しかもその姿は、実は、わたし自身、自分がそうだと知っている姿なのである」¹と書くが、

* 北見工業大学教授 Professor, Kitami Institute of Technology

¹ ジャン・ジュネ 『「女中たち」の演じ方』、『女中たち』(渡辺守章訳)、白水社、1995年、17ページ。

芝居のプロフェッショナルたるかの「聖なる窃盗犯」ならばいざ知らず、「自分がそうだと知っている姿」自体が、わたしにとっては不分明にして不透明きわまるものでしかない。それゆえ、わたし自身は、「夢見ることでもできぬような」自分の姿の幻影を、本質的にエキセントリックな生き物である舞台から舞台へと空しく彷徨し、放浪しながら、さしたる希望もないままに、しかしまた執拗に追跡し続けているに過ぎない。

もとより、その追跡の対象となる存在自体がまた、あらゆる芸術創造がそうであるように、みずからの根源的な存在理由を求めて流離の旅に身を置くものである。かつて、画家である中村研一は、20世紀半ばの絵画の世界について、「今世紀になって昔からのことをすっかり捨ててしまって、皆何かもがいて、何とかして今までにない別種のもので作りたいと思うけれども、しかも過去の重圧も忘れられない、そのつながりのところに本筋のものがあるのであって、過去を持たないものうわごとは、そうわれわれの血にはならないものだ²と述べるが、過去というものの放つ圧倒的な重圧との華やかにして血みどろの葛藤のなかで、「今までにない別種のもの」という、かりに手にしたところで、所詮はただちに消え果てるに過ぎぬものを渴望してもがき続けるのは、現代ドイツの演劇人として同様である。

クライスト二題

《アンフィトリオン》(ベルリン・マクシム・ゴーリキー劇場、ヤン・ボッセ演出、2007年9月22日、初日)

デュッセルドルフ劇場の《アンフィトリオン》が、人間界に「君臨」するギリシャの神々の傲慢と「権力」を強調し、悲劇的な運命を甘んじて身に受けねばならぬ人間たちの絶望の深さを描き出しているのに対し、ベルリン・マクシム・ゴーリキー劇場のヤン・ボッセによる演出は、たしかに神々に「従属」する人間たちの不条理と悲しみを描きながらも、しかし、その神々でさえ、じつは人間たちを完全には支配することができず、「天上の権力」によって「下界」の人間たちの幸福を蹂躪する、まさにその頂点において、いわばたんなるカリカチュアに引き下げられる存在として描き出される。ジュピターの高らかな「宣告」は、人間たちからは背を向けられ、一顧だにされることはなく、ただただ空しく、虚ろに響き渡るのみである。

ボッセの読み方では、支配され、思うさま引きずり回されながらも、なお神々に反抗し、彼らの恣意的欲望に屈従することを潔しとしない人間たちの意志こそが、前面に出ることになる。

² 矢崎義盛・中村研一『絵画の見かた』、岩波新書、1953年、112ページ。

《ペンテジレアー》(ベルリン・シャウビューネ、ルク・ペルツェヴァル演出、2008年1月、初日)

クライストの《ペンテジレアー》は、ほとんど狂気じみた芝居である。愛と憎悪、錯乱と死、誤解と因習とがひたすら疾風のごとく吹き荒れ、吹きすさぶ。クライスト自身が「上演不可能」と見なし、かのレッシングの《賢人ナターン》のごとく、いわば「レーゼ・ドラマ」(読むための戯曲)と考えていた節があるというのが頷げないこともないほどに、その展開を舞台に乗せるのは困難であるかに見える。《賢人ナターン》が、現代のドイツでは幾多の演出を同時期に観ることができるほどに人口に膾炙し、とりわけ高校生たちの観劇授業の対象であるほどの作品ともなっているのに対し、クライストの作品への常套的な形容詞たる「デモーニッシュ」が最もふさわしいかに見える《ペンテジレアー》は、上演の機会は依然として限定されたままにとどまる。

とはいえ、演出家が「独裁者」として「君臨」する「レジー・テアター」ならば、上演が困難かに見える戯曲を、みずからの意志と欲望のままに舞台の上に展開させることは、まさしく望むところに違いない。

最近のペルツェヴァルの演出の多くがそうであるように、この作品でも、彼は広大なシャウビューネの舞台をほぼ裸のままに使う。舞台後方に、その高い天井に触れんばかりに立て並べられた数十本におよぶ長大な材木を、男たちがワイヤーで縛って台形状にひねることで、芝居は開始される。天井からは、長いコードで、円形状に点々とマイクが吊り下げられており、くわえて、舞台前方の移動用のレールの上には大きなライトが乗っているのであるが、目に見える装置はそれぐらいのものである。役者たちは、ほとんどつねに、その円形に沿ってひたすら走るか、歩くか、あるいは叫ぶかの行為を繰り返し、多くは断片的で切れ切れのままに吐かれる台詞は、激しい音楽と戦いながら、走り、歩く役者の、その時々の間近にあるマイクに向かって語られることになる。衣装も、アマゾン族の女戦士たちのそれは、灰色のきわめて単純なものであり、ギリシャ軍の戦士たちは、ズボン状のものを身に着けたのみで、上半身は灰色の泥状のものを塗っているだけである。つまりは、抽象的で、晦渋で、しかしまた激しい肉体的消耗を役者に強制する舞台である。

この演出には、いくつかのネガティブな批評が出ていたのだが、しかし、これほどまでクライストの戯曲を「解体」し、それをみずからが思い描くイメージによって、ほとんど強引なまでに再構成してしまう手腕は、もとより並大抵のものではない。舞台が戯曲のためのイラストレーションではなく、戯曲と格闘する演出家の意志の発現の場でもあることを、改めて痛感させられる仕事であった。

もちろん、それも、クライストの戯曲における本質的なものの現代における表現という、演劇の根幹に関わるものであるがゆえに、意味を持つことになる。生と死。みずからの意志を貫くことによる死。戦いに破れ、アヒレスをむごた

らしく食いちぎったペンテジレアー（カタリーナ・シュットラー）が死を選ぶ直前、瞬時にワイヤーを解かれた舞台後方の材木たちは、轟然たる音を立てて崩れ落ちる。崩壊し、バラバラに折り重なった材木の山の傍らを、死地へと赴くペンテジレアーは、ゆっくりと、しかし顔を上げて、かの円形に沿って歩いて行く。

クライストもまた言葉の天才であった。彼の書いたものを読むとき、その奥に潜む凝縮されたエネルギーの凄まじさには、誰しもほとんど慄然たる思いにとらわれずにはいられない。ペルツェヴァルによるテキストの「解体」は、たしかにクライストの言語の威力を殺ぐものとなっていることは否定できない。しかし、それでもなお、彼が舞台の上に展開したものは、まさしく戯曲そのものの本質を衝いているのであり、芝居がはねたあとに残るものは、重く、美しいものであった。

ドイツのオペラ専門誌『オーパンヴェルト』は、2008年度の最優秀制作作品として、スイスのバーゼル劇場のハンス・ノイエンフェルス演出によるオトマー・シェックの歌劇《ペンテジレアー》（一幕）を選んだとのことである。わたし自身は、かつてのヴァーグナー歌手の一人で、クナッパーツブッシュやフルトヴェングラーの指揮のもとでの《パルジファル》や《ヴァルキューレ》の録音を残したマルタ・メードルの、フェルディナント・ライトナー指揮によるシュトゥットガルト国立歌劇場での1957年のライブ（アヒレスはエバーハルト・ヴェヒター）と、ヘルガ・デルニッシュの、ゲルト・アルブレヒト指揮の1982年のザルツブルク音楽祭におけるライブ（アヒレスはテオ・アダム）との、二つの歴史的な《ペンテジレアー》公演の記録を聴くのみであったから、この歌劇が現在もヨーロッパのオペラハウスでレパートリーの一角を占めていること自体、寡聞にして知らなかったのであるが、ノイエンフェルスの演出であるならば、おそらくはさまざまな象徴的な仕掛けに満ちた、「玄人好み」ではあるが、聴衆の多くからは敬遠されるような舞台だったであろうことが想像される。

ブレヒト三題

《夜打つ太鼓》（ベルリーナー・アンサンブル、フィリップ・ティーデマン演出、2007年8月30日、初日）

1919年のスパルタクス団の蜂起と挫折を間接的な動機として、当時まだ医学生だった23歳のブレヒトが処女作として書いたこの戯曲は、50年代にブレヒトが戯曲集を出版するさい、「革命」の描き方をめぐって、当時の東ドイツのドイツ社会主義統一党の文化部門との間で問題となり、ブレヒトが「釈明」を書いたことでも知られるものである——おそらく、彼の作品群のなかでも、上演される機会自体はそれほど多くはなく、むしろ、初期のブレヒトの思想上お

よび文学上の展開における位置づけという問題において、文学史家に取り上げられることの多い戯曲なのかも知れない。

この芝居は、発表直後から、ブレヒト自身によって何度かにわたって改稿されたのであるが、ティーデマンの演出は、その初稿に依拠したものとのことである。

「革命」の成功と挫折という問題は、第一次世界大戦からロシア革命にいたる当時の世界情勢にあつて、もとより核心的な位置を占めていた。《夜打つ太鼓》は、そうした状況下でのブレヒトの思想的模索と葛藤の所産であり、つまりは、その時点における彼の「回答」であつたには違いない。

革命は、すべての政治的・経済的状況が把握され、来るべきそれらの最善にして最適な構造が考え抜かれたうえで、しかるのちに勃発するというような、悠長な性格のものではない。そのマグマ的エネルギーを形成するのは、ブレヒトがこの戯曲で描き出すような「ルンペン・プロレタリアート」に代表されるがごとき、社会の下層もしくは最下層へと滑落、あるいは滑落させられた人びとの不満と不安の爆発もしくは暴発であり、それがなければ、もしくは、そうした状況がなければ、絶対的な威力を持って君臨する政治経済体制が、たとえ一時的ではあれ、叩き潰されるようなことがあるはずはない。

じっさい、フランス革命であれ、あるいは1848年の革命であれ、そうした関連においては、その初期の時点では、事態にそれほど大きな相違はなかつたであろう。「機が熟する」のを待つわけにはいかず、それゆえ、多くは反革命の勝利となつて帰結するのであるが、しかし、おそらく革命は、歴史の展開そのものにおいては、それ以上でもそれ以下でもあり得ず、時代が下つてのちに、それに対してさまざまな「批評」もしくは「批判」を加えるのは容易であるとはいへ、その時点では、それは不可避にして必然的な反逆なのである。

ロシア革命からドイツ・バイエルンのレーテの挫折へといたる歴史のプロセスは、当然のこととして、矛盾と暴走と錯誤と裏切りと反目と勝利との錯綜した展開を示すものであつた。酔っ払つた「ルンペン」たちがスパルタクス団に加勢するために赴き、アフリカでの4年にわたる捕虜生活から帰還した主人公は、もはや行動への意志を喪失し、かつての婚約者と「マイホーム」とどまることを選択する、という《夜打つ太鼓》の結末は、そうした歴史的状况を、ある意味ではきわめてストレートに描き出したものである。芝居をそのような、歴史的事件とかなりのところまで直接に関わるものとしてとらえることが「邪道」であることを思い知りながらも、この演出を目の当たりにして、すでにこの1920年の時期において、リアリスト・ブレヒトの面目が躍如していることを痛感させられた。それというのも、第一次世界大戦という巨大な事件と、それに引き続く革命と反革命、暗殺とテロ、民族主義と民主主義との相克——世界が激しく揺れ動き、後述のトーマス・マンのごとく、来るべき、あるいは招来すべき方向性を求めて、多くの人びとが誠実な模索を続けていた時期に、青

年ブレヒトがどのような模索をもってそれに応えようとしたかを、この戯曲もまた示しているには違いないからである。

終演後のアフタートーク（わたし自身、この戯曲の執筆および発表の経過等については、このトークに出席していた担当ドラマトウルク、ヘルマン・ヴェンドリッヒの説明に教えられることがきわめて多かった）では、観客の側から、この作品をいま上演するアクチュアリティはどこにあるのか、という質問が出された。ヴェントリッヒは、ある特定のシステムから外部に弾き出された個人が、もう一度そこに復帰するのはほとんど不可能だという状況は、現代にも通ずるものがあり、さらには、初期のブレヒトが駆使する言語は、いまなお新しさを持っている、と答えていた。

もとより、そうした要素がこの芝居にないわけではない。しかし、ある戯曲の「アクチュアリティ」は、テキストが優れているか否か、という「抽象的な」事柄のみにかかっている。「優れている」か否かは、これまたいかにも同語反復的でしかないのであるが、それが「ドラマ」としての真実性を築き上げているか否か、ということに依存する。じっさい、わたしたちが《アンティゴネー》や《リア王》を観るのは、それらの芝居が表面的な「アクチュアリティ」を持っているか否かという、なんらかの「基準」に依拠するからではなく、あくまでも、舞台の上で嘆き、苦悩し、あるいは歓喜に満ちて飛翔する人物（役者）が、「人間のドラマ」としての密度の高さと品位を備えているであろうことを期待してのことである。そのさい、その「人間のドラマ」を解釈し、解剖し、再構成し、あるいは再創造する演出家（およびドラマトウルク）の介入・介入の仕方、要するにその解釈の如何もまた、芝居として顕現するものの本質的な契機をなすものであることは自明であり、彼らの介入・解剖の冴えを支える思想と趣味の高さ自体もまた、まさしくある芝居の「アクチュアリティ」の実体を形成するものにほかならない。

それというのも、「あらゆる土地、民族、時代に、『本質美』は自我燃焼以外にない」³という高田博厚のきわめて「主観主義的」な切り口こそは、ここでもまた生命を得るからである。芝居は、書き手と演ずる側との「自我燃焼」のせめぎあいにはほかならず、それは時として、極限的な形を取って現れるのであり、その「極限性」の危うさと高貴とが、まさしく演劇の「本質美」を形成することとなる。

燃焼すべき「自我」は、すなわち、芝居の創り手たちの「自我」は、もとより、多様な衝動に突き動かされるものには違いない。内面へと、内面の深淵へと潜航し、冷ややかな自己凝視のもとで、そこで燃えたぎる情念を掬い取るのも「自我」であり、みずからが生きる社会の不条理と非人間性への倦むことの

³ アスカニオ・コンディヴィ『ミケランジェロ伝』（高田博厚訳）、「改訂版への序」、岩崎美術社、1978年、4ページ。

ない闘いを挑み続けるのも「自我」なのであり、そうした多様な「自我」の群れは、その根底に、民族や時代を超越し、あるいはそれらを通するだけの「普遍的」威力を備えているがゆえにこそ、この現代に対しても問題を提起し得るのである。

中村真一郎は、「作家は常にその時代の流行に支配されているとしても、流行の衣をまといながらも、時代を超えた真実の肉体の声を、不ずと発しているものである」⁴と書き、「文学の目的」を、「言語的手段によって、読者の日常的経験とは別の、より純粋な観念的世界を作りあげること」と規定し、その「より純粋な観念的世界」を「美」と名づける⁵。じっさい、個々の「自我」が創り上げ、表出する「観念的世界」の「純粋性」の高さこそが、逆説的ではあるが、文学の、したがってまた芝居の、それぞれの時代・時期における「アクチュアリティー」の成立の場にほかならない。「純粋な観念性」と、現実の社会において生きかつ蝨く具体的諸個人が吐き出す問題性との間の相克が、芝居上演の緊迫した空気を生み出すものには違いない。

《男は男だ》（ベルリーナー・アンサンブル・稽古場、マンフレート・カルゲ演出、2006年3月30日、初日）

ベルリーナー・アンサンブルの稽古場で演じられる《男は男だ》は、作品自体、ほとんど「教育劇」的な雰囲気漂わせるのだが、演出もまた、いかにも「古風な」プレヒト劇流の舞台である。

ほとんどドタバタのコント風に流れて行くユーモアが、一転、ブラック・ユーモアへと変容する幕切れは、集団のなかの個人、軍隊という集団のなかでそれによって変容させられる個人という、古くも新しい問題を痛烈に観客に突きつける。この「古風なプレヒト劇」は、一面では、東ドイツ時代、若い世代から「プレヒト博物館」の「蔑称」で呼ばれていたベルリーナー・アンサンブルのイメージが頭をかすめたものの、シリアスなブラック・ユーモアへの転換へと収斂させていく演出家の卓越した手腕は、そのイメージを払拭するに十分であった。

後述のウィーン・アカデミー劇場の《焼け焦げ》には、両親の死を賭した情熱的な愛のゆえにこの世に生を受けたにもかかわらず、戦場での殺戮を「職業」とせざるを得なかったがゆえに、血と欲望に狂うことになる人物が登場するのであるが、プレヒトのこの《男は男だ》は、いわばその理念的な「プレリュード」ともなるべき作品である。

⁴ 中村真一郎『源氏物語の世界』、新潮新書、1968年、153ページ。

⁵ 同書、172ページ。

《三文オペラ》（ベルリーナー・アンサンブル、ロバート・ウィルソン演出、2007年9月27日、初日）

ロバート・ウィルソン演出の《三文オペラ》は、いかにも美しいオペレッタである。ベルリン・ドイツ劇場での《カリガリ博士》、ベルリーナー・アンサンブルでの《レオンスとレーナ》（ビューヒナー）、《冬物語》（シェイクスピア）と続いた、近年のベルリンでのウィルソンの制作としては、わたし自身の予期に反して、おそらくは最も成功した舞台であろう。

もちろん、ブレイクであるから、皮肉の毒がいたるところに仕込まれている作品であるが、ウィルソンは、「三文」ではあれ「オペラ」である以上、オペラもしくはオペレッタとしての《三文オペラ》を、例によって計算され尽くした「幾何学的」な舞台装置とその転換、刻々と変容する照明効果、象徴的でパントマイム的な、いわば「アンチ・リアル」な役者の動きを駆使して創り上げる。

もともと、オペラやオペレッタは「アンチ・リアル」なものであるには違いない。台詞を語っている人物が、「突如として」オーケストラの演奏とともに歌い出す、という、連続のなかに不連続が押し込められる形式は、明らかに「常軌を逸した」ものだからである（たとえば、台詞やレチタティーヴォがいったい駆逐されるヴァーグナーの楽劇は、ある意味では、そうした齟齬を回避したものには違いない）。

しかし、「アンチ・リアル」な幾何学的・抽象的な装置、「アンチ・リアル」な照明（色彩）効果、なによりも、「アンチ・リアル」なパントマイム的な役者の動きこそは、本来的に「アンチ・リアル」な音楽劇にふさわしいものである（もちろん、ウィルソンがイプセンやストリンドベルイやハウプトマンをどのように演出するか、未見のわたしには知る由もないが）。その意味において、美しく上品なオペレッタとしての《三文オペラ》にも、たしかに存在する理由があることになる——もちろんそれも、ピーチャムのユルゲン・ホルツ、ポリーのクリスティーナ・ドレクスラー、ジュニーのアンゲラ・ヴィンクラールといった、歌唱にも高い水準を備えた役者たちが舞台に生命を与えればこそのことではあるが。

《ファウスト》三題

《ファウストゥス》（クリストファー・マーロー、ベルリーナー・アンサンブル・稽古場、マンフレート・カルゲ演出、2007年10月20日、初日）

双方とも《ファウスト》を題材としながらも、このマーローの《ファウストゥス》と、後述のマクシム・ゴーリキー劇場のゲーテの《原ファウスト》とは、演出の手法のベクトルが、文字通り正反対を向いている。

シェイクスピアと同じ年（1564年）に生まれ、29歳（1593年）の若さで、とある酒場で刺殺されて現世から消えて行ったとされるマーローは、1588年か

ら 89 年にかけて《フォースタス博士の悲劇的物語》を書き、1818 年にはその独訳が出版されているとのことである。「実在」した「ファウスト」の「活躍」した年代が 16 世紀後半で、《ファウスト実伝》が出版されたのは、彼の死の直後の 1587 年、それが瞬く間にヨーロッパ各国に広まり、英訳の出版は、おそらくはその翌年の 1588 年で、それに基づいて、20 代半ばのマローが戯曲を書き上げたのがその翌年であるから、言うなれば、当世のベストセラーを直ちに翻案したようなものには違いない⁶。

マンフレート・カルゲは、この《ファウストゥス》を、みずからをも含む 3 名の役者で演ずるように構成し（したがって、この演出のためのベルリーナー・アンサンブルの公演パンフには、「初演」と銘打たれている——つまりは、その成立から 420 年を経ての「初演」ということになる）、かつてのドイツで盛んであったと言われる人形劇風の舞台を作り上げている。単純で、簡素で、子供向けの「お芝居」のようなファウストの物語。メイクがどこかプレヒト劇を想起させる辺りが、カルゲのカルゲたる所以には違いないが、ともあれ、カーテンコールはじつに盛大で、稽古場の狭い会場に、観客の拍手と「ブラヴォー！」の声は、長く、高らかに響き続けた。

《原ファウスト》（ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテ、マクシム・ゴリキー劇場、フェリチタス・ブルッカー演出、2008 年 1 月 30 日、初日）

恥ずべきことには、《原ファウスト (Urfaust) 》は、わたしにとって未知のテキストであった——すなわち、この演出を観るまで、ゲーテにそのような断片があるという事実以外にはなにも知らずに客席にいたということである。

冒頭、暫く台詞のないパントマイム的な演技が続いたのち、ロバート・クーヒエンブーフが、かの「夜」のモノローグを、

Hab nun ach die Philosophie . . .

と語り始めて、はじめてこの戯曲が、

Habe nun, ach! Philosophie, . . .

で始まる「夜」を持つ《ファウスト 第一部》とは異なるテキストを持つことを——つまりは、みずからの無知を——思い知らされたのである。

フェリチタス・ブルッカーという若手の女性演出家による《原ファウスト》では、現代の少女たるグレートヒエンとともに、ファウストもまた自殺して果てる——あるいは、彼は、グレートヒエンによってそれを「強要」される。母親を殺害し、みずからの赤ん坊をも殺したマルガレーテは、凄まじいエネルギーを迸らせてファウストを糾弾し、次から次へと睡眠薬を口のなかに放り込み、それを止めようとするファウストと格闘し、さまざまな小道具類を叩き壊し、

⁶ Vgl. Horst Hartmann, *Faustgestalt Faustsage Faustdichtung*, Berlin 1979, S. 13ff, 松浦純訳《ファウスト博士》、国書刊行会、1988 年、訳者による「ファウスト博士——物語の誕生」、参照。

メフィストとファウストに呪いの言葉を浴びせ続け、メフィストを部屋から放逐し、ついにはファウストを、みずからとともに死の世界へと叩き込むのである。芝居は、その幕切れのカタストロフに向かって一気に突っ走る。

かつて林芙美子は、「十代の女の恋愛には、飛ぶ雲のような淡さがあり、二十代の女の恋愛には計算がとれない、三十代の女には何か惨酷なものがあるような気がする」⁷と書いたが、ブルッカー演出のグレートヒェンは、あたかも鮮血に染まった雲がウルトラマリンの空を引き裂いて飛び散るがごとく、愛の淡さと儂さを突き破り、死への強烈な意志をひたすら世界に向かって放ち続ける。

ここでも、登場する役者は基本的に3名のみで、ファウストのロバート・クーヒェンブーフ、マルガレーテのヒルケ・アルテフローネ、メフィストのミヒャエル・クランマーであるが、「マルテ」は、客席の最前列に待機していた12名の年配の女性たち（彼女たちは、「マルテ」という名の女性であることになっている）が、舞台上るように促されて「演ずる」ことになる。とはいえ、舞台上での彼女たちの仕事は、彼女たち自身の人生（と称されるもの）について互いに語り合うことと、そのなかの一人が、グレートヒェンの盛った毒によって殺害される母を演ずることに過ぎない。彼女たちの語らいは、破滅へと突っ走るファウストとグレートヒェンの運命へのある種の「異化効果」となって機能しており、不思議なことに、それほど不自然な感を与えるものではない。

《原ファウスト》は、ゲーテが20代の半ばにかけて（1772年から1775年）書いたとされるもので、ルイーゼ・フォン・ゲヒハウゼンという宮廷女官の写本によって伝えられたものである。1808年、それから30年以上も経てゲーテが出版した《ファウスト 第一部》とは、したがって、分量も内容も大幅に異なり、前者は後者に比してきわめて断片的な性格を帯びるとされるのであるが、しかし、悪魔から青春を得たファウストとグレートヒェンとの恋、つまりは、処刑されるグレートヒェンの破滅の物語の部分に関しては、それほど本質的な変動はない（ゲーテは、1790年には、《ファウスト 断片 (Faust Fragment)》を発表するが、これと《原ファウスト》との異同は、きわめて限定されたものとされている⁸）。

《ファウスト》ではなく、《原ファウスト》という、元来がファウストとグレートヒェンの物語が前面に出るテキストを選択したうえに、アウエルバッハ・ケラーの場もカットして、ことさらにグレートヒェンの悲劇へと舞台を収斂させていくのは、強烈な意志を持って没落する「現代の」グレートヒェンを描き出すための手段だったには違いない。

⁷ 林芙美子《恋愛の微醺》、武藤康史編『林芙美子随筆集』、岩波文庫、2003年、54ページ。

⁸ 《Urfaust》、《Faust Fragment》、《Faust I》の諸場面の異同については、Horst Hartmann, a. a. 0, S. 58ff, 参照。

ともあれ、グレートヒェン役のヒルケ・アルテフローネが強烈な存在感を示す舞台でもあった。

《グレートヒェンのファウスト》(ヨハン・ヴォルフガング・フォン・ゲーテ、ベルリーナー・アンサンブル・ロビー、マルティン・ヴトケ構成・演出、2008年3月27日、初日)

ハイナー・ミュラーの演出のもと、すでに数百回の公演を数えるベルリーナー・アンサンブルのプレヒトの《アルトゥロ・ウイ》で、タイトルロールを演じ続けているヴトケが演出し、みずからファウスト役で出演する《ファウスト》である。

ロビーには長いテーブルが設えられ、観客はそれを取り囲む形で席に着く。グレートヒェンを「演ずる」のは9人の女優たちで、彼女たちは、あるときは食器を出し入れするメイドなり(何人かの観客には、芝居の途中、ワインがふるまわれるのだが、僥倖に喜び勇んで味わおうとするや、無情にも、ただちに彼女たちにワイングラスを取り上げられてしまうことになる・・・)、あるときはグレートヒェンとなって、つねに声を揃えてテキストを唱和し、あるいは歌う(シューベルトの《糸を紡ぐグレートヒェン》では、最後のいくつかの小節、感極まったグレートヒェンがファウストへの情熱の高まりを吐露するパッセージを、彼女たちは「声楽的」発声法を意図的に逸脱して、ほとんど地声のまま、音程をも無視して、繰り返し叫び続ける)。

「ハインリッヒ、あなたは恐ろしい人よ!」・・・たしかに、悪魔に魂を売り渡してまで青春を取り戻そうとする人物なのであるから、彼が「倒錯」していることは疑いを容れない。母親と嬰兒にじっさいに手を下したのはグレートヒェンであるが、しかしそれも、ファウストが彼女に唆したがゆえのことである。彼女に大罪を犯させて処刑に追い込みながら、みずからは悔悟するのみでほかになんの能もないファウストは、グレートヒェンに呪詛の言葉を浴びせられても当然の人物ということになる。「哲学も法学も医学も、口惜しいことには、神学も」、たしかに、グレートヒェンとの愛においても、所詮はなんの役にも立たなかったものには違いないのである。

シェイクスピア八題

ベルリンとウィーンでのわずか一ヶ月の滞在のなかで、8本ものシェイクスピアの演出を観ることができるというのは、ここ数年来、ウィーン・ブルク劇場の重点がシェイクスピア作品に置かれていることを差し引いたとしても、いささか尋常なことではない。かつてヤン・コットは、「歴史上のどの時代も、彼」(シェイクスピア)「の中に、その時代が求めているもの、その時代が見たいと

思っているものを、見いだすのである」⁹と書いたが、現代作品が相対的に少ないなか、あたかもそれを埋め合わせるかのごとくに、シェイクスピアの作品が引きも切らずに上演されているという状況は、しかしまた、彼の作品群の「歴史貫通性」の証明という側面もないことはないに違いない。

《空騒ぎ》（ウィーン、ブルク劇場、ヤン・ボッセ演出、2006年12月8日、初日）

《空騒ぎ》が生きるのは、ひたすらベアトリスのゆえである。ベネディクトも、彼女の存在感の圧倒的な強さに比べれば、所詮、引き立て役に過ぎない。それというのも、シェイクスピアは、知性の閃きと強固な意志を持ちながらも、その底にしなやかな情感の深さと、ユーモアを解する、ある種の「寛容」をも備えた、いかにも魅力的な女性像を、この芝居において創造しているからにほかならない。くわえて、現代の目から見れば、さまざまな意味での「ジェンダー」の問題を、いささか不自然なヒーローの「不幸」を伴いながらも、滑稽味とともに「予定調和」のおおらかな清々しさを湛えた喜劇のなかに封じ込められていると言えなくもない。

しかし、まさしくそのベアトリスの造形において、ボッセ演出は、テキストの持つ高みに到達しているとは言いがたい。この演出は、昨年度の「ベルリン演劇祭」に招待されたものであり、「世評」も高かったものであるが、しかし、「知性と情感」という、ベアトリスという人物の核をなすべきものが、舞台から立ちのぼってくるわけではないからである。時代を現代に移しているとはいえ、個々の人物も、いささか「粗暴」な存在として描かれるゆえに、滑稽さがさほど後味のいいものではないのだが、そうした空気のなかで、言うなればそれに「染まった」形で登場するベアトリスは、現実の人間社会への「対立項」としての存在感を主張するにいたってはいなかった。失意のなかで気を失い、舞台前方から舞台の下に崩れ落ちるヒーローの場面が、唯一、ある種の深い情感を放射することになる——つまりは、ベアトリスという人物自身のパーソナリティから溢れるはずの情感は、この演出の方向とは齟齬をきたすものであるがゆえに、舞台の上では抑え込まれたということであろう。

《ハムレット》（マクシム・ゴーリキー劇場、ティルマン・ケーラー演出、2008年5月21日、初日）

今シーズンのベルリンでは、それぞれに瞠目すべき2本の《ハムレット》を観ることができる。

⁹ ヤン・コット『シェイクスピアはわれらの同時代人』（蜂谷昭雄・喜志哲雄訳）、白水社、1992年、15ページ。

マクシム・ゴリキー劇場の《ハムレット》は、ハイナー・ミュラーの台本に依拠しつつ、若手演出家のケーラーが創り上げたもので、ハムレットを演ずるのはまだ20代半ばのマックス・ジモーニシエク、オフエーリアとフォーティンブラスの二役を演ずるのが、ほぼ同年代のユリシユカ・アイヒェルである。ズザンネ・ウールによる衣装は、ある意味では「超歴史的」とも言える興味深いもので、トレーナーのようでもあれば、それなりに中世の衣服のようでもある、白に近い色に統一されており、ハムレットのみは、袖の部分がエンジに近い赤となっている。国王と王妃は、一応、身分相応の靴を履いているものの、他の人物たちの履物はスニーカーのようなもので、要するに、舞台の上での激しい動きに耐えるように考えられているのであろう。

じじつ、ケーラー版《ハムレット》には、役者の敏捷な身のこなしが不可避である。この劇場の舞台は小規模で、後述のシャウビューネなどに比べれば数分の一ぐらいのものなのだが、役者たちは、その舞台に設営された深い溝（そこには、彼らのための椅子が客席に向かって並べられており、客席からは、出番を待つ役者たちの顔の部分のみが見えるようになってい）から駆け上がり、そこに飛び降りるのを繰り返すことになるのであるから、要するに、ほとんどスポーティーな動きが要求されることになる。

そうした激しいテンポで、原作の流れにはかなり忠実に、おそらくはテキストの四分の三ほどを用い、休憩を挟んで3時間半にわたって展開される《ハムレット》では、運命と必死に戦う若々しいハムレット、というイメージが前面に出る。狂気に陥ったオフエーリアは、その休憩時間の間中、舞台全面を縦に仕切っている壁に向かって、梯子を登り、ホレーショに支えてもらいながら、チョークで巨大な落書きを描き続ける——その痛切な姿もまた、みずからの運命への痛々しい抵抗の表現には違いなかった。

幕切れになってはじめて、かの舞台を横断していた壁が解き放たれ、パークッションの炸裂するなか、オフエーリアを演じていたアイヒェルが、ほとんどチアガールのごとき扮装で現われる・・・それは、それまでの、登場人物たちがみずからに襲い来る運命と必死に戦う、その過程そのものを相対化することになるのであるが、いかなる意図のもとに、そうした不連続性を作り出すことになるのか、それがどうしても必要なものなのかは、わたしには疑問である。

《ハムレット》（ベルリン・シャウビューネ、トーマス・オスターマイヤー演出、2008年9月17日、ベルリン初日）

オスターマイヤー版《ハムレット》は、後述のドイツ劇場の《十二夜》に似て、舞台の前面には土（泥）が敷き詰められている。ハムレットは、その泥を頬張って口に入れ、その中に顔を突っ込み、衣装になすりつけ、土礫を作って相手に投げつける。本来はスリムな役者であるエルス・アイディンガーは、体の前面に「詰め物」を吊るし、肥満気味のやや鈍重にして「喜劇的」な動きを

するハムレットとなつて、「正気」と「狂気」との間の「在るか在らざるか」の境界線の上を、つねに激しく行き来する若者として登場する。

テキスト（トーマス・ブラーシュ訳）は、芝居がかの「在るか、在らざるか、それが問題だ」から開始されるのが象徴的に示すように、かなり大胆にカットされ、切り貼り状に嵌め込まれ、あるいは反復される。

オスターマイヤーの《ハムレット》の読み方は、おそらく現代社会に生まれてしまったハムレットならば、「狂気」を演ずる「正気」の王子ではなく、本来的に他者との関係に障害を持つパーソナリティーでしかあり得ぬであろう、という確信に基づくものであるように見える。恋人であるオフェーリアと母である王妃の双方（この演出では、この二役は、シャウビューネにとっては新人の専属であるユーディット・ロスマイヤーが演じている）に対する、彼のほとんど暴力的なまでの態度は、おそらくはそこから生まれてくるものに違いない。没落する悲劇の主人公というよりは、ある種のグロテスクな「喜劇」のそれとしてのハムレットが、「現代」を映す歪んだ鏡として舞台を支配するのである。

かつて、恐るべき「雑学屋」でもあった林達夫は、《ハムレット》の喜劇としての演出の「可能性」について、「『ハムレット』だってできるでしょう、道化芝居風な喜劇の残酷劇に。ありふれた通俗なスペイン風復讐劇が下敷きになっていて、バツ、バツと次から次へとあっけなく人が死んでいく芝居。一種の残酷劇でしょう。それでいて主人公ハムレットは半ば道化師ですよ。最後だけが悲劇に見える。そうすると、一種のバロック的なトラジコメディーと言って差し支えない」¹⁰と述べているが、オスターマイヤーの描き出す《ハムレット》には、いささか次元は異なるとはいえ、「道化師」としてのハムレットが、人間の「在らざる」この社会の残酷な病根を衝くのである。

《十二夜》（ベルリン・ドイツ劇場、ミヒャエル・タールハイマー演出、2008年8月28日、初日）

ベルリン・ドイツ劇場は、今春から大規模な改修工事が行われており、本舞台が使えないことから、前庭に大きなテントを張り、いくつかの新しい制作と、テントのなかでも上演可能なように改変された少数の演出とで、12月初旬までの時期をしのぐことになっている。劇場そのものが布張りのテントであるから、音響と照明の機材と設定はきわめて限定されるうえに、客席はいささか響きがデッドで、役者の声もそれほど朗々と響き渡ることもなく、しかも、外の電車や救急車の音も、さほど遮断されぬままテントのなかに闖入して来るのであるから、さまざまな意味で、演劇人たちには厳しい環境であることは疑いない。

¹⁰ 林達夫・久野収、『思想のドラマトルギー』、平凡社、1993年、322ページ以下。

《十二夜》は、《お気に召すまま》に似た“*What you will* “(思うがままに) という副題を持つ作品であるが、ドイツでは、こちらの方(《*Was ihr wollt*》)がタイトルとして用いられて上演されるのが普通であり、《十二夜》(《*Die zwölfte Nacht*》)のタイトルで演じられた例は、わたし自身は寡聞にして知らない。

タールハイマーがかのテント内で上演されるように演出した《*Was ihr wollt*》(《思うがままに》)では、まさしくそのタイトルにふさわしく、不条理と悪意と錯誤と変装と情欲と欺瞞とが「思うがままに」荒れ狂うさまを、泥のぬかるみのなかで疾駆させる。テントの一方に半円の舞台が設営され、観客は、それを三方から取り囲むように座るのだが(これは、《十二夜》のみならず、このテント内で上演される作品は、すべてその制約を受ける)、舞台前面には軟らかい土が敷きつめられており、しかも、舞台の上方から時折り「雨」が降り注ぐのであるから、それが凄まじいぬかるみ状態となったなかで、役者たちは、格闘し、走り回り、転び、滑り、抱きつき、抱き合い、泥を投げつけ合う——当然、彼らの衣装は泥まみれになるのだが、のみならず、その泥は客席にまで飛んで来ることがあり、3列目までの観客は薄いビニールの「泥よけ」もどきのものをもらうものの、もちろん、それは、頭や顔に飛んで来る泥までは防ぐことができない。

役は、すべて俳優が演ずる。デュッセルドルフの賛否両論が渦巻いたユルゲン・ゴッシュ演出の《マクベス》は、ほとんど裸体の俳優たちのみによって演じられるとのことであるが(わたし自身は未見)、本来、少年俳優がセザーリオへとふたたび男装することを想定して書かれたヴァイオラには、シュテファン・コナルスケが扮する。ヤン・コットは、「セザーリオ＝ヴァイオラ＝セバステリアンを一人の俳優が演じるだけでは、まだ不十分だ。その俳優は男でなければならぬ。そうやって初めて、イリリアのほんとうの主題——エロティックな錯乱なり、性の変身なり——が、劇場で示されることになるだろう」¹¹と書くのだが、発声からしても、演技そのものからしても、コナルスケのヴァイオラはなお未熟で、なんとなく窮屈で、その存在感はきわめて薄い。「エロティックな錯乱」や「性の変身」という、この演出で明らかにタールハイマーもまた目ざしたかに見えるテーマは、それゆえ、ヴァイオラの肉体によって体现されることはない。「主役」となるのは、数年前の同じベルリン・ドイツ劇場の《*Was ihr wollt*》(シュテファン・ヴァルデマール・ホルム演出)ではオーシーノ伯爵を演じていたインゴ・ヒュルスマンで、ここでは、凄まじいばかりの欲望に身も心も燃え上がらせ、ぬかるみの中を、それをものともせずセザーリオに追いつがりと、ほとんど強姦するがごとくに抱き寄せ、抱きすくめ、泥にまみれ、泥とともに熱い接吻の雨を降らせるオリヴィアを演ずる。美しい

¹¹ ヤン・コット、前掲書、257ページ。

はずのヴァイオラとセバステイアンの男女の双生児も、所詮、ここでは顔も衣装もひたすら泥まみれなのであるから、それでなくとも欲望に狂ったオリヴィアに、彼らの見分けが付こうはずはない。

ともあれ、恣意と欲望が支配する世界のぶざまな醜さを、ここでタールハイマーは笑い飛ばすのであり、道化によるかの「雨の歌」に続いて、芝居の最後に登場するのは、欺かれ、嘲笑され、嘲弄されたマルヴォーリオ（この演出では、彼に対するゆえなき非道きわまる虐待には、はじめからオリヴィアも加担していることが暗示される）である。彼の怒りと嘆きは、思うがままに他者を踏みじり、思うがままにその存在を嘲笑し、悪意とシニシズムの悪臭を放ちながら思うがままに跳梁する俗物たちの存在へと——つまりは、「超歴史的な」現世そのものへと——向けられることになる。

美しいヴァイオラとオリヴィアが、熱く、軽やかに、時として悲しく舞う《十二夜》もシェイクスピアの世界であるが、泥のなかで彼らの欲望が笑い飛ばされる《思うがままに》もまた、もとよりシェイクスピアの世界である。

《リチャード三世》（ベルリーナー・アンサンブル、クラウド・パイマン演出、2008年2月8日、初日）

本来、シェイクスピアの史劇では、その人間描写はしばらく措くとしても、おそらく《リチャード三世》ほど起伏の激しい、緊張感の漲る作品はないはずである。権力のためにはありとあらゆる人びとを平然と犠牲に供しながらも、「権力者」としてのみずからの立場に怯え、不安に苛まされるがゆえに、疑心暗鬼となってさらなる犠牲者を血祭りに上げ続ける姿は、まさしく「歴史貫通的」であるに違いなく、その意味での「アクチュアリティ」は依然として歴然としている。権力への癡猛な欲望、あるいは、権力の掌握へと向かう歯車の一部と化した人間が人びとに強制する悲劇、そして、（史実はともかくとして、シェイクスピアの芝居の流れでは）その欲望の頂点に立った直後のむごたらしい破滅・・・しかし、休憩を含めて3時間半におよぶ、パイマンのこの演出は、とくに前半の2時間、およそ緊迫感に乏しい、平板な舞台であった。短い場面を積み上げていきながらも、たたみかけるようなリズム感の強さもなく、かといって、歴史劇の重厚な展開が持つべき威力にも不足しており、要するに、舞台における演出家の言葉（台詞）との絶望的な戦いの緊張が感じられないのである。

リチャードのエルンスト・シュテッツナー、ジョージのユルゲン・ホルツ、ヨーク公爵夫人のイルゼ・リッター、王妃マーガレットのニコル・ヒースターズと、それぞれに名優たちを配しながらも、役者たちの動きに、ある一点に向かって凝集すべきエネルギーが不足しているのであり、この点では、同じ歴史

劇の演出でも、たとえば数年前のシャウビューネにおけるルク・ペルツェヴァルによるシラーの《マリア・ストゥアルト》の方が、はるかに優れていた。

《リア王》(ウィーン・ブルク劇場、ルク・ボンディ演出、2007年5月30日、初日)

《リア王》の舞台を観るたびに念頭に浮かぶ疑問は、かの道化がなぜ途中で消え失せるのか、ということである。もちろん、演出によっては、彼が狂気のリアのもとから完全に離れることはなく、万感の思いとともに、物陰からつねにその悲惨な姿を見つめ続ける存在として描かれることも可能ではあるのだが、少なくともテキストでは、「そして、哀れな、わしの阿呆は、首を絞められ、もう、もう、もう、命が、ない。なぜだ、なぜ、犬にも、馬にも、ネズミにさえ、命があるのに、お前にだけは、もう、息が、ない。」¹²というリアの絶望的な悲嘆の直前から、彼の姿は舞台にはない。

ルク・ボンディによる、2回の休憩を含めて4時間半近くを要するこの演出では、ビルギット・ミニヒマイア扮する道化が、その「消失」が改めていかにも不可思議に思われるほどに、強烈な存在感を示していた。

ゲルト・フォスのリア、マルティン・シュヴァープのグロスター、アンドレア・クラウゼンのゴネリル、カロリーネ・ペータースのリーガンと、ブルク劇場を代表する名優たちを揃えた《リア王》は、リチャード・ペドゥッツィの簡素にして巨大な装置とともに、後述の《あらし》の対極にある、きわめて壮大な規模の悲劇である。アディーナ・フェッターは、《真夏の夜の夢》のヘレナとは異なり、高名な同僚たちに伍して、悲惨な運命に翻弄されるコーディリアを強い説得力をもって演じていた。

《テンペスト》(ウィーン・ブルク劇場/アカデミー劇場、バーバラ・フライ演出、2007年6月5日、初日)

ベルリン・ドイツ劇場での《メディア》と《ミンナ・フォン・パルンヘルム》の双方とも、興行的には成功しても内容的には失敗作であるがゆえに、その同じバーバラ・フライの演出による《テンペスト》には、わたし自身、きわめて懐疑的であった。しかし、ヨハン・アダム・エースト、マリア・ハッペル、ヨアヒム・マイヤーホーフの3人の役者のみによって、70分ほどに切り詰められて演じられる《あらし》は、その無根拠な「懐疑」をいとも簡単に覆すものであった。

もとより、この作品にあっても、たとえばプロスペローの「魔術」による冒頭の嵐のシーンを一つの「スペクタクル」としてとらえ、ある種の壮大な幻想劇として、暴風と大波が怒り狂い、船が真二つに裂け、ずぶ濡れの人物たちが

¹² ウィリアム・シェイクスピア《リア王》(安西徹雄訳)、光文社、2006年、215ページ。

のた打ち回るといふ、それ自体がいかにも「芝居」としては耳目を引く演出も可能であろう。エーリアルやキャリバンの登場も、その延長線上で、幻想性と奇怪さを強調することも不可能ではない。

しかし、バーバラ・フライのコンセプトは、それとはまったく異質なものである。基本的にはプロスペローを演じながら、物語の「語り手」ともなり、あるシーンではステファノーに扮することになるエースト、キャリバンとミランダとを、ほんのわずかの衣装の変化で演じ分けるハッペル、エーリアルとファーディナンドとを交互に演じつつ、ステファノーの登場するシーンでのみトリンキュローに扮するマイヤー・ホーフと、幾冊かの本が積み上げられただけのテーブルと、その周りの十数脚の椅子、そして、エーリアルが天井から滑り降りて来るさいに用いられる一本の棒からなる装置（ベッティーナ・マイヤー）によって結晶化してくるのは、ある種のきわめて親密な空気である。それというのも、プロスペローがみずからの復讐の場となすべき無人島が、むしろ、彼の人間的な弱さ、後悔と他者への共感を示す場へと変貌を遂げていくからである。かの有名な、「雲を頂く高い塔、綺羅びやかな宮殿、厳めしい伽藍、いや、この巨大な地球さえ、因よりそこに棲まう在りと在らゆるものが、やがては溶けて消える、あの実体の無い見せ場が忽ち色褪せて行ったように、後には一片の霞さえ残らぬ、吾らは夢と同じ糸で織られているのだ」¹³という述懐も、その親密な空気のなかで、観客に向かって静かに語りかけられることになる。

とはいえ、《テンペスト》という作品の読み方、あるいは、プロスペローという人物の読み方には、さまざまな変奏があることも事実である。プロスペローとミランダの舞台上での「形象化」の仕方と、そのさいの二人の役者の演技以外には、さほどの関心を持たぬままに劇場に急ぐようなわたしにとっては、キャリバンを黒人奴隷とし、エーリアルを民族的にはムラート（混血）である奴隷と設定して「改作」した、エメ・セゼールの《もうひとつのテンペスト》

(1969年)は、まさしくわたし自身の問題意識の欠如を痛烈に衝くものである。エリザベス女王の死を受けて、1603年にジェームズ一世がスコットランドから迎えらるるのであるが、イギリスにおいては、このジェームズ朝の成立をもって、はじめて「土地の獲得によって永久的な在住を目指す植民活動が始まった」¹⁴とされる以上、シェイクスピアがその最後の作品《テンペスト》を書いたのが1611年ごろであったとすれば、少なくとも社会におけるそうした風潮が、この作品のなかに間接的にではあれ反響していることは間違いのないところであろう。

¹³ ウィリアム・シェイクスピア《あらし》(福田恒存訳)、新潮文庫、2003年、243ページ。

¹⁴ 本橋哲也『『ザ・テンペスト』から『ア・テンペスト』へ』、エメ・セゼール/W. シェイクスピア/ロブ・ニクソン/アーニャ・ルーンバ《テンペスト》(本橋哲也/砂野幸穂/小沢自然/高森暁子訳)、インスクリプト、2007年、324ページ。

プロスペローとキャリバン・エーリアルとの間に、植民地的状況における支配・従属関係を読み取り、つまりは、シェイクスピアの《テンペスト》を「被支配者の視点から読み込み直す」¹⁵ということは、わたしにとってはまったく思いもよらぬ発想であった。しかしながら、マルティニック島出身の詩人にして政治活動家および政治家であったセゼールにしてみれば、17世紀初頭の芝居にそうした臭いを嗅ぎ取り、その読み方で改作にまで突っ走るのは、むしろ当然の成り行きだったには違いない。1950年に発表した『植民地主義論』のなかで、彼は「ブルジョワジーのヨーロッパ」に向かって激越な批判を突きつける——「ブルジョワジーのヨーロッパは諸文明を崩壊させ、国々を破壊し、諸民族を壊滅させ、『多様性の根幹』を根絶やしにした。もはや堤防はなく、保塁もない。異民族の時が到来したのだ。現代の異民族、アメリカの時だ。暴力、横暴、浪費、拝金主義、はったり、群集本能、愚昧、下劣、無秩序だ」¹⁶——たしかに、ここから《テンペスト》を読み、あるいは読み替えることになれば、キャリバンとエーリアルが主役となって進行する芝居が形成されることになるであろう。

《真夏の夜の夢》（ウィーン・ブルク劇場、テウ・ベルマンズ演出、2007年1月7日、初日）

すでに2007年2月に観た演出である。出演者にも変更はなく、演出の改定もほんのわずかであり（おそらく、幕切れ近くのタイターニアと「元に戻った」ボトムとの「別れ」の場面での二人の所作の変更ぐらいのものであろう）、初日から1年半以上を経て、ハーミアとヘレナを演ずる役者たちにも進歩の跡が見られることを期待したのだが、ヘレナの（少なくともこの晩の）フェッターは、声の響きが不足し、語尾の切り方がいささか妙にずり上がり、2日前に演じたコーディリアほどの印象を与えなかった。

ベルマンズの演出は、それほど奇を衒ったものでもない代わりに、どちらかと言えば個性に乏しいものであるが、子供たちも含めて、まずは楽しく観れる《真夏の夜の夢》であることは確かである——もっとも、わたし自身にとっては、それだけでしかない舞台であった。

《トリスタン》二題

《トリスタンとイゾルデ》（リヒャルト・ヴァーグナー、ベルリン国立歌劇場、ハリー・クプファー演出、2000年4月16日、初日）

¹⁵ 砂野幸稔『『もうひとつのテンペスト』解説』、同書、298ページ。

¹⁶ エメ・セゼール『植民地主義論』（砂野幸稔訳）、平凡社ライブラリー、2004年、196ページ。

2006年のシーズン、ベルリン国立歌劇場では、シュテファン・バッハマンによる《トリスタンとイゾルデ》の新しい演出が発表されたはずであったのだが、おそらくは音楽監督のダニエル・バレンボイムの気に入らなかったのであろう、今シーズンからは、一度レパートリーから外れたハリー・クプファーの旧演出が「復活」している。

クプファーの《トリスタンとイゾルデ》には予想したほどの新奇さはなく、彼には珍しく、その切り口はかなり「正統的」なものである。したがって、基本的には、トリスタンとイゾルデを歌う二人の歌手とシュターツカペレ・ベルリンの演奏が関心の中心を占めることになるのだが、この日は、イゾルデに予定されていたカタリーナ・ダライマンが急病ゆえに出演できず、急遽、デボラ・ポラスキが代役として登場した（指揮はバレンボイム）。彼女は、全曲盤ではないとはいえ、すでにド・ビリー指揮のウィーン放送交響楽団との間でCD 2枚分の《トリスタンとイゾルデ》を録音しており（Oehms 盤——いささか変則的ではあるが、イゾルデの「アリア集」と「デュエット集」であり、後者では、トリスタンにはヨハン・ボータが起用されている）、硬質で、いかにもヴァーグナーにふさわしく思われる強い声ではあるが、たとえばカルロス・クライバーの指揮のもとでの録音に聴くマーガレット・ブライスのような、イゾルデとしてのある種のチャーミングな存在感を感得させるものではない——そして、そうした傾向は、この日の実演にも共通していた。

《トリスタンとイゾルデ》は、オペラ史上、最大の作品である。もとより、その上演に4晩を要する《ニーベルンクの指輪》は畢生の大作ではあるが、この《指輪》（《ジークフリート》）の作曲を中断して、20代半ばのマティルデ・ヴェーゼンドンクへの燃え上がる恋情の炎とともに書かれた《トリスタン》の方が、音楽作品としての完成度はより高いことは間違いない。じっさい、この作品を前にしては、聴く者は、これが狂気と天才の狭間にある人物によってのみ書かれ得るものであることを、否応なしに承服せざるを得ないのであり——その「狂気」が、「マティルデの接吻を受けながら死んでしまいたい」¹⁷という、天上の幸福感に引き裂かれ、絶望的な情熱の焰によって地獄から呼び寄せられたものに違いないとはいえ、ともかくもそれは、天才の創造力に火を放ったのである。

《ヴェーゼンドンクの五つの歌》（リヒャルト・ヴァーグナー、アンゲラ・デノケ [ソプラノ]、インゴ・メッツマッハー指揮ベルリン・ドイツ交響楽団、2008年9月16日）

¹⁷ 渡辺護『リヒャルト・ワーグナー』、音楽之友社、1987年、228ページ。

この《ヴェーゼンドンクの五つの歌》もまた、本来は前述のカタリーナ・ダライマンが歌うことになっていたのだが、急遽、アンゲラ・デノケに交代された。

《ヴェーゼンドンクの五つの歌》は、ヴァーグナーが《トリスタン》を書いていた時期に、それを一時中断し、詩作にも長じていたマティルデ・ヴェーゼンドンクの詩に作曲したものであり、その意味では、「許されぬ愛」のもとで産み落とされた共作と言えないこともない。たんに時おり《トリスタン》の旋律が現われるというのみならず（第3曲《温室にて》と第5曲《夢》との双方には、「《トリスタンとイゾルデ》への習作」という副題が付けられている）、全体を支配する絶望的な官能性、もしくは官能的な絶望感、かの楽劇そのものと通底している。

デノケの歌は、過度に重くならず、清潔にしてやや硬質であり、たとえばリヒャルト・シュトラウスの《薔薇の騎士》の元帥夫人にもふさわしいものには違いなく、この歌曲集にあっても、その特質は十全に発揮されていた（彼女の歌う《四つの最後の歌》もまた、卓越したものであろうことが想像される）。

オリヴィエ・メシアン二題

南西ドイツ放送交響楽団演奏会（シルヴァン・カンブルラン指揮、フィルハーモニー、2008年9月9日）

2008年は、オリヴィエ・メシアン（1908-1992）の生誕100年にあたっており、今シーズンのベルリンの多くの演奏会で、彼の作品が取り上げられている。カンブルランが南西ドイツ放送交響楽団を指揮した演奏会では、前半にメシアンの2つの作品、1932/33年の《L' Ascension（キリストの昇天）—管弦楽のための4つの交響的瞑想》と、1955/56年の《ピアノと小管弦楽のための Oiseaux exotiques（異国の鳥たち）》（ピアノは、現代作品の解釈で盛名を馳せるロジェ・ミュラロ）、後半にブルックナーの《交響曲第7番》というプログラムであった。

カンブルランは、メシアンの管弦楽のための全作品の録音プロジェクトを制作しており、言うなればメシアンのエキスパートの一人であるが（もっとも、わたし自身は、演奏会当日まで、ストラヴィンスキーの《春の祭典》以外、彼の指揮した演奏のCD録音は聴いてはいなかったが）、この日の演奏会でも、後半のブルックナーよりは、前半のメシアンの2つの作品の方が強い印象を与えた。とくに、ほとんど室内楽的な楽器編成による《異国の鳥たち》は、鳥たちへの彼の信じがたいほどの「偏愛」と、「音の色彩」という概念、すなわち聴覚と視覚の関係は、メシアンのスタイルにおける基本的特徴¹⁸という指摘を

¹⁸ レベッカ・リシン『時の終わりへ。メシアン・カルテットの物語』（藤田優里子訳、アルファベータ、2008年、98ページ）。

もの見事に立証する作品の演奏として、それを支えるミュラロの卓越したピアノとともに、長く記憶に留まるものとなろう。

ベルリン・ドイツ交響楽団演奏会（インゴ・メッツマッハー指揮、フィルハーモニー、2008年9月16日）

83歳のオリヴィエ・メシアンが、その死のわずかに2週間ほど前に完成したと言われる《彼方の栄光》(1992年)は、128名からなる大オーケストラを用いて、演奏時間が1時間を越える大曲であり、「栄光に包まれたキリストの出現」、「射手座」、「コトドリと結婚の都」、「封印された選ばれし者」、「愛のなかにとどまり・・・」、「7本のトランペットを持つ7人の天使」、「そして神はことごとく涙を拭い去り給う」、「星々と栄光」、「生命の樹に宿る数多の鳥たち」、「見えざる世界への道」、「キリスト、天国の光」という、メシアンにふさわしく、豊饒な色彩のステンドグラスを通してカトリックの大伽藍へと差し込む晴れやかな陽光と、そのなかを飛び交い、鳴き交わす、さまざまな鳥たちの姿とを示すがごとき表題群を持つ、11の楽章からなっている。大編成のオーケストラを用いてはいるものの、それぞれの楽章は、各セッションがそれぞれに分かれて演奏する機会が多いため、ブルックナーやマーラーのような、金管の凄まじいばかりの咆哮を突き抜けて、全オーケストラが奔流のごとく鳴り響き、その渦のなかへと聴衆を有無を言わず引きずり込む、というような性格の作品ではない。

メシアンの作品群は膨大であるが、じつのところ、その代表的作品は、第二次世界大戦前後に書かれたものが圧倒的に多く、《時の終わりへの四重奏曲（通常の訳題では、《世の終わりのための四重奏曲》）》が1941年、《アーメンの幻影》が1943年、《幼子イエスに注ぐ20のまなざし》が1944年、ピアノ、オンド・マルトノと大オーケストラのための《トゥランガリーラ交響曲》が1949年の作となっている。80歳を越えたメシアンが、いわばその長大な遺言のごとくに書き記した《彼方の閃光》には、すでに何種類かのCD録音もあり、そうした代表的な作品群の織りなす星座の一角を占めつつあるかに見える。

メッツマッハーは、2008年1月にウィーン・フィルとこの作品をライブ録音しているが、前述のキャンブルランもまた、2002年2月に手兵の南西ドイツ放送交響楽団と録音しており、さらには、作品成立後の最初期の録音である、ジョン・ミュンフン指揮バスターチュー管弦楽団（1993年10月）による演奏や、サイモン・ラトル指揮ベルリン・フィルによる録音（2004年6月）もあり、20世紀末に書かれた作品としては、指揮者とオーケストラの双方にとって魅力的なものの一つであることを立証しているかのようなのである。

これら4つの録音のなかでは、メッツマッハー/ウィーン・フィルのライブが、ある意味で最もドラマティックな演奏であり、2008年9月のベルリン・ドイツ交響楽団の演奏会を、文字通り彷彿とさせるものである。ライブであるがゆえの些細なノイズも聞こえるものの、打楽器群の鮮烈な響きにせよ、金管の耳障

りなほどの (!) 咆哮にせよ、他のスタジオ録音とは一線を画している。カンブルランの録音は、他の演奏が 60 分台であるのに比して、76 分を超える「異様に」遅い演奏であり、とくに第五楽章「愛のなかにとどまり・・・」の、弦のいつ果てるとも知れぬ静謐にして天国的なハーモニーは、響き自体の色彩感はあるいは他の 3 つの超一流オーケストラのそれほどではないにせよ、聴く者の心を深くとらえるものである。

作曲者の鳥たちへの「偏愛」は、この長大な作品においても明らかであるが、ナチス・ドイツの捕虜収容所で書かれ、初演された《時の終わりへの四重奏曲》では、「メシアンにとって鳥たちは、飛翔への願望、光への憧れの象徴」であり、すなわち、「深淵の恐怖をはるかに超えて、鳥たちは喜びにあふれた自由へと飛び立つ」¹⁹ととらえられていた。死を目前に控えたメシアンにあっても、「飛翔への願望」と「光への憧れ」は、みずからの根源的な自我を形成する契機として生きていたに違いない——死は、彼にとっては、あるいは「神の国」という「喜びにあふれた自由」へと飛び立つことであつたのかも知れない・・・

ベートーヴェン二題

ベルリン放送交響楽団演奏会 (マレク・ヤノフスキ指揮、フィルハーモニー、2008 年 9 月 24 日)

《ヴァイオリン協奏曲作品 61》と《英雄交響曲 作品 55》という、30 代半ばのベートーヴェンによる 2 つの作品 (前者は 1806 年、後者は 1804 年の作曲) を組み合わせ、いかにも「古典的」な演奏会である。

ヴァイオリンのユリア・フィッシャーは、ドイツ (ミュンヘン) 出身のまだ 20 代半ばのヴァイオリニストで、アメリカのヒラリー・ハーン、グルジアのリーサ・バティアシュヴィリ (もともと、彼女自身は、1991 年、12 歳で家族とともにドイツに移住し、専門的な音楽教育はハンブルクで受けているとのこと) とともに、将来を最も囑望される若手の女性ヴァイオリニストの一群に属する。すでに 6 曲のバッハの《無伴奏》、ブラームスの《協奏曲》と《二重協奏曲》、モーツァルト、チャイコフスキー、ハチャトゥーリアンの《協奏曲》、メンデルスゾーンの《三重奏曲》など、CD 録音も多く発表されている (わたし自身は、モーツァルトとメンデルスゾーンは未聴)。

彼女のヴァイオリン (ガッターニを使用していると言われる) は、やや線が太く、高音は美しく伸び、ヴァイオリン協奏曲とはいえ、この日の演奏会ではかなり編成の大きなオーケストラをパートナーとしながらも、端正で品位の高いソロはつねに明瞭であった。

ヤノフスキの指揮は、彼のかつての《ニーベルクの指輪》の全曲録音がそ

¹⁹ レベッカ・リシン、前掲書、105 ページ。

うであったように、堅実ではあるが、色彩感にはやや乏しいものである。《ヴァイオリン協奏曲》では、それがむしろソロを引き立てるがごとくに作用していたのであるが、《英雄》では、たしかに古典主義の時代のベートーヴェンの作品にふさわしい趣はあるとはいえ、オーケストラの響きがやや平板であったことは否めない。フィッシャーには、満席の客席から盛大な拍手と「ブラヴォー」の声とが長く送られ、彼女は、アンコールにパガニーニの《カプリース》の第20番を弾いたのだが、プログラムの後半、ヤノフスキの《英雄》のさいには、客席には少々、空席が目立ち、聴衆からの迎えられ方も前半ほどではなかったというのも、ある意味では正当な反応であった。

ベートーヴェンがこれらの2つの作品を書いた1800年代前半は、フランス革命からナポレオン帝政へと移行行く、革命と反革命と侵略戦争と処刑と暗殺と殺戮の時代であると同時に、しかし、おそらくはなお、フランス革命が体現するはずであった《理性》と《進歩》への信頼が、まだ完全には失われていなかった時代である。《第4交響曲 作品60》とは双子の姉妹のごとき《ヴァイオリン協奏曲》と、そのほんの少し前に完成された《英雄》とで満たされたプログラムは、そうした時代の性格を改めて痛切に感じさせるものであった。1817年にいって、みずからの交響曲のなかでどれを選ぶか、という質問に、ベートーヴェンが即座に「《エロイカ》です!」と答えたというのは有名なエピソードであるが²⁰、たしかにこの作品は、ベートーヴェンがあらゆる意味で自己の存在の独自性を高らかに宣言したものであったには違いない。

ノイエنفェルスのヴェルディ

《リゴレット》(ジョゼッペ・ヴェルディ、ベルリン・ドイツ・オペラ、ハンス・ノイエنفェルス演出、1986年6月21日、初日)

ハンス・ノイエنفェルス演出の《リゴレット》——意図によるのか、あるいは心ならずもなのかは定かではないとはいえ、ともあれ、聴衆を挑発するがごとき独特の観点からオペラを読み解くノイエنفェルスにしては、1986年6月21日以来89回目の公演というのは、おそらくは珍しいのではないかと推察される(もちろん、ベルリン国立歌劇場のルート・ベルクハウスによるロッシーニの《セヴィリアの理髪師》のごとく、初日から40年にもわたって舞台で生命を発揮するオペラ演出もないわけではないのだが)。

²⁰ 長谷川千秋『ベートーヴェン』、岩波新書、1988年、120ページ、参照。30代半ばで敗戦の年の沖繩戦で戦死したとされる長谷川千秋は、この新書を、おそらくは資料の制約を受けながら、戦時下の1938年に書いているのであるが、70年を経た今日においても、「芸術家を、英雄化し、聖人化せんとするほど馬鹿げたことはない」(「序」)という強烈な意図のもとに書かれた本書は、その存在感を喪失してはいない。

このオペラでは、終幕の、自分が肩に担いでいるのは憎むべき公爵の死体であると信じ、喜びに打ち震えていたリゴレットが、「女心の唄」を歌う公爵の声が遠くから聞こえて来ることではじめて、それが誰であろう、身代わりとなって死に瀕しているわが娘であることを知り、みずからの致命的な錯誤に気づいて狂気のごとく悲嘆に暮れる場面は、つねに演出家の頭を悩ませるものであらうと思われる——なによりも、担いでいた袋から瀕死のわが子を取り出すという設定が、いかにも不自然なものだからである。ノイエンフェルス演出は、彼一流のやや抽象的な舞台構成のゆえに、その「不自然さ」をある程度まで払拭していたかに見えるものの、舞台全体としては、それほど瞠目すべきコンセプトを展開していたとは言い難い。

小劇場公演

《病は気から》(モリエール、テアター・イム・パレー、バーバラ・アーベント演出、2008年4月3日、初日)

ベルリンには数多くの小劇場やアンサンブルが存在しているが、テアター・イム・パレーも、そうした小劇場の一つに属する。今年の春に初日を迎えた《病は気から》においても、演出家たちが新しい理念(イデー)と可能な限り独自の手法とを駆使して覇を競う「メジャーな」劇場の制作とは異なり、低予算のなかで、想定される特定の観客層に対して品よく古典的作品を演ずる、という方向が取られているかに見える。昨年は、ここでペーター・ハックスの《アンフィトリオン》を観たのだが、モリエールにおいても、簡素な装置と照明とピアノ伴奏を使い(もっとも、大きな劇場とは異なり、舞台そのものがきわめて狭隘なうえに、回り舞台もなければ、照明ブリッジもきわめて限定され、バックステージも猫の目のごとくであろうから、大胆な舞台転換や、微に入り細を穿った照明効果などは、はじめから断念しなければならないがゆえに、そのレパートリーが、《病は気から》のような、本来的に「室内劇」的な作品に限定されるのもやむを得ないことであろう)、簡素なおペレッタ風の舞台に仕上がっている。

芝居の冒頭、この劇場の芸術監督にして、トワネットとベリーヌの二役を演ずるガブリエーレ・シュトライヒハーン(アルガンのイェンス=ウーヴェ・ボーガトケ以外の、この演出に出演する4人の役者たちは、それぞれがいずれも二役または三役を演ずる)が、ピアノの伴奏に乗り、ほとんど19世紀のおペレッタのアリアを思わせる旋律で、「このお芝居は17世紀ですからね。ほんとにひどいもんです。でも、いまは21世紀ですからね。こんなことは、もう絶対にありません。あたしたちは、ずっとまともですからね! ずっとずっと進歩してますからね!」というような意味のことを歌う。もとより、それ自体が皮肉以外のなにものでもなく、人間という生き物が——つまりは、観客もまた——

何世紀を経てもいかに進歩してはいないか、それを穏やかにあてこすっているのだが、しかし、あるいはカストルフやペルツェヴァルならば、彼らのモリエール演出で行なったであろうと思われる、非情にして毒々しいまでの人間＝現代人解剖は、ここでなされることはない。

モリエールの生涯最後の芝居である《病は気から》は、たしかに笑劇ではあるが、しかしまた、世の大勢に操作される人間の弱さ、暴走する思い込みで翻弄される人間の弱さ、紙切れのみではあれ、ともかくも「権威」に従属し、それに依存することによって安寧を得ようとする人間の弱さ——つまりは、順応主義と権威主義という、いかにも「近代的な」パーソナリティーを、笑劇の衣のなかに冷ややかに封じ込めた作品である。もちろん、この演出では、綱渡りの状況において繰り返される、トワネットの機転に次ぐ機転の妙は笑いを誘うものの、人間の弱さにさらに短剣を突き立てるような視角は不在のままであった。

脚色作品三題

《狂人日記》（ニコライ・ゴーゴリ、ベルリン・ドイツ劇場・カンマーシュピレ、ハンナ・ルドルフ演出、2008年1月14日、初日）

ザムエル・フィンチの一人芝居。同じくドイツ劇場での《ヴォルポーネ》（ベン・ジョンソン）では、モノログを語るその卓越した朗誦術の冴えが圧倒的であったフィンチである。彼の台詞回しと身体能力の高さは、この演出でも強烈な緊迫感を生み出している（この演出は、本来は劇場のロビーたるミニ劇場「ボックス」——多くの場合、若手演出家たちの活動の場でもある——で初日を迎えたのだが、おそらくは世評の高さのゆえであろう、2008年4月には、中劇場であるカンマーシュピレに演技の舞台が移されている）。

ゴーゴリの日記体の小説は、それ自体が読む者を慄然とさせる作品である。孤独と、ひたすらなんの意味もない仕事に日々を費やさねばならぬ絶望感のゆえに、主人公がしだいに狂気の淵へと引きずり込まれていく、というのは、まさしく現代の「ハイテク社会」にこそふさわしいプロットであるには違いない。

客席の後方から、なにやらぶつぶつ囁くような声が聞こえ始め、その声の主が、しだいに声を大きく発しつつ、観客席の端を通り抜けながら舞台の方へと近づいて行き、やがて、ライトを浴びた「主人公」が姿を現すのだが、その尋常ならざる空気が、すでに芝居全体が放つであろう威力を十分に予感させることになる。19世紀ロシアの「物語」であり、台詞が語る場所は明らかに「過去」の状況でありながら、フィンチの演技と存在そのものが観客のイメージネーションを強引にねじ伏せ、それがこの現代の、この自分たちの、あるいは、この自分の物語にほかならぬと自覚することを、観客に強制する芝居であった。

《メデア。声》(クリスタ・ヴォルフ、ベルリーナー・アンサンブル・稽古場、ターニャ・ヴォイトナー演出、2008年5月22日、初日)

クリスタ・ヴォルフの小説《メデア。声》は、東ドイツの消滅から6年後の1996年に発表された。彼女の創造するメデアは、エウリピデスやセネカにおける、凄まじいばかりの復讐の炎に身を焼きつつ、夫イアソンの妻となるべきクレオンの娘とクレオン自身を、そしてまたみずからの二人の子供たちを殺害する、嫉妬に狂った残忍な「魔女」のごとき女性像とは異なり、コリントに迫り来る破局のなかで、そのスケープゴートとして迫害される悲劇的人物として描かれる。すなわち、コリントにとっては「よそ者」にして「野蛮な女」であるメデアは、町へのペストの襲来という絶望的にして危機的な状態のなかで、魔術を用いてそのペストを町中に蔓延させた犯人として、民衆によって罪を着せられて追放されるのであり、クレオンの娘は、メデアの魔術がもたらす毒薬によって凄惨な死を遂げることはなく、みずからが泉に身を投げて死にいたるのであり、メデアの最愛の子供たちは、彼女がその命を守ろうと寺院に隠したにもかかわらず、民衆によって発見され、石打の刑に処されて殺害されるのである。

すべてを失ったメデアは、凄絶な孤独のうちに、世界への呪いの言葉を吐きながらさまよい歩く。

小説としての《メデア。声》を書き上げたのち、クリスタ・ヴォルフは、夫であるゲアハルト・ヴォルフとともに、《コリントのメデア》という表題の「オラトリオ風の場面」への台本を書いている。作曲は、フリードリッヒ・ゴルトマン、パウル＝ハインツ・ディットリッヒとともに、70年代から80年代にかけての東ドイツにおいて最も評価の高かったゲオルク・カツァーが担当し、初演は、2002年9月6日、アヒム・ツィンマーマンの指揮、ソプラノ、アルト、テノール、バスの独唱陣、ベルリン・ジングアカデミーの合唱、ベルリン交響楽団(現ベルリン・コンツェルトハウス管弦楽団)の演奏で、ベルリン・コンツェルトハウスで行われ、当日の、およそ90分を要する大作のライブ録音は、ARTE NOVAによって発売されている。

オリジナルの小説とは異なり、『オラトリオ』のテキストは、ほぼ対話体をなして展開される。

メデア ……人びとは、なぜ偽りの言葉を吐くのでしょうか？

ロイコン おお、メデアよ、そなたは彼らのことを知らぬのだ。

メデア あなたは、彼らを知っていると言うのか？

ロイコン そうだ、わたしもまた彼らと同じ種類の人間なのだからな。

賢くあることが許される時には賢いが、

勇気が害をもたらすのみである時には、一転、にわかになげな振る舞いに走るのだ。²¹

89年から90年にかけて、ただひたすら生命維持装置が外されるのを待つのみであった東ドイツの臨終のさいには、無限の裏切りと、無限の道化芝居と、無限の涙が、天と地を覆い尽くした。ヴォルフが創造するメディア像には、体制が崩壊するさいの民衆の心理と行動のパターンが示す歴史的刻印が投影しており、つまりは、苦く、重く、厳しい。

若手の女性演出家ターニャ・ヴォイトナーによる舞台（ベルリーナー・アンサンプルの「稽古場」における演出は、若手演出家に開放されるのが一般的である）は、原作がそうであるように、6人の人物のモノローグから構成される。ほとんど高い天井から吊り下がった幕のみの装置のもとでの、役者たちの朗読術の競演のごとき舞台であるが、それはまた、作品の織りなす世界に照応して、観客にテキストへの極度の集中を強いるものでもあり、ヴォルフの悲劇の舞台化として、一つの優れた成果であった。

《魔の山》（トーマス・マン、マクシム・ゴーリキー劇場、シュテファン・パッハマン演出、2008年9月27日、初日）

午後7時半開演予定の舞台は、ほとんど10分近くも遅れて始まる。舞台の奥には、6人の患者たちがベッドに横たわり、上からは間断なく雪が舞い落ちる。何も起こらず、何も語られることはなく、ただただゆっくりと、ほんの少しずつ、ベッドが置かれた回り舞台が動くのみである。その「静止状態」が7～8分ほど過ぎると、さすがに客席からざわめきが起き、やがて笑いの渦が広がり始める——何も起こらず、雪のみが降りしきる「芝居」が、いかにも奇妙に感じられるからであろう。舞台の前方に小さなデジタル表示の時計が掛けられていて、まさしくリアルタイムで時刻が示されるのだが、それが7時50分を指す頃、主人公たるハンス・カストルプが頭を上げ、ベッドから起き上がり、周囲を見回す——ここで、客席からは拍手が湧き起こる——「おお、ようやく役者が動いた！」というわけである。どこかジョン・ケージのパフォーマンスさえ想起させるこの冒頭のシーンでも、もちろん、「時間」が主役である。日常とは異なる時間、同じ劇場の中でも、客席とは異なる時間こそが、「魔の山」の時間なのである。ただし、客席からこのような反応しか起こらぬということ自体、この制作が短命であろうということ、つまりは、この演出がマクシム・ゴーリキー劇場のレパートリーの一角を占める「時間」は、さほど長くはないであろうことを予感させるものではある。

²¹ Medea in Korinth, ARTE NOVA, 2003, S. 33.

トーマス・マンの《魔の山》は、幾年かの中断を経ながらも、1912年から24年にかけて、つまりは、12年という長い時間を要して書き上げられた。その時間は、第一次世界大戦という、ヨーロッパを震撼させ、「ヨーロッパ文明」なるものの幻影と幻想と憧憬を叩き潰し、あるいはまた、「ドイツ文化」の「優位性」の根源を問い直すことを知識人たちに強制した大事件の前後であるとともに、とりわけ戦後の激動期において、トーマス・マン自身の思想的変遷＝転回²²が遂行されていくとされる時期でもある。兄ハインリッヒたちとの論争の書たる『非政治的人間の考察』(1918年)から『ドイツの共和国について』(1922年)にいたる「紆余曲折」の時期は、4年間にわたって中断された《魔の山》の執筆を再開する1919年を織り込む時期であり、この作品の進展のプロセスが、彼の思想的転回と絡まり合うものである以上、小説《魔の山》の時間は、「サナトリウム」の「時間」(Zeit)と「外界」もしくは「下界」の「時代」(Zeit)の双方を包摂するはずのものである。

もとより、この時代における基本的な問題は、開戦を賛美するか、あるいはそれに対する反戦の意志を貫くか、ということである。当初、トーマス・マンは、兄ハインリッヒやエルンスト・トラーをはじめとするきわめて少数の作家たち、および、スパルタクス団を軸とする左翼陣営の人びと、さらにはフランスのロマン・ロランのような人びととは異なり、当時の独仏双方の圧倒的多数の知識人たちと同様、大戦の勃発という事態のなかに、ある種の「解放戦争」の幻影＝幻覚を見た。彼の基本的な論拠は、論述を額面通りに受け取れば、その戦争は「西欧文明」に対する「ドイツ的な精神性」の戦いであるがゆえに、擁護すべきものとして立ち現れる、ということである。すなわち、辻邦生の要約するところによれば、「トーマス・マンが第一次世界大戦を、ドイツ市民性に対する西欧文明の挑戦と受けとったのは、一方では、こうした内面化され、精神的に高貴にされていた生を可能にしたのが、万人庇護的なドイツ帝国の官僚体制であると信じたからであり、他方では西欧文明、とくにフランス的な政治性が、こうした精神化を欠いた、計量的理性の圏内に縮小された、単なる現世的利益を追求する個人主義的な行動によって支えられていると見えたからであった」²³というのである。しかし、19世紀後半のビスマルク以降における、いわゆる帝国主義段階におけるドイツが、冷酷な計算可能性のみの「理性」を掲げる「西欧文明」に対して、「ドイツ的精神性」なる孤塁を守るほどのナイーブな存在であったかということになれば、それはほとんど絵空事にも等しいことは明らかである。そもそも、近代資本主義の進展と並行しつつ、18世紀の啓蒙主義からドイツ観念論の壮大な概念の世界を蓄積しながら、世界に向かって「近代文明」の理念と理想に対する理論的素材をも提供していたはずの「ド

²² 友田和秀『トーマス・マンと一九二〇年代』、人文書院、2004年、とくに第2・第3章、辻邦生『トーマス・マン』、岩波書店、1983年、第7章以下、参照。

²³ 辻、前掲書、216ページ。

イツ」が、「フランス」に代表される西欧の「文明」（フランクフルト学派ならば、「道具的理性」と呼ぶであろう）と対抗関係にある、とする図式自体が、ただただ無意味なものに過ぎず、それが理論的に破綻するのは自明である。すなわち、「非政治・文化・教養・内面性・個人・非社会性といったもの」を「ドイツ性の基本的な性格」となし、それに、「古代ローマの後裔であるフランスの社会性・文明性・外面性・社交性・政治性」²⁴を対立させ、後者から前者を死守することを、フランスをはじめとする陣営との開戦の擁護の根拠とする、というのは、たんなる「虚構」に過ぎぬということである。

マンの発想を額面通りに受け止めるならば、それはどこか、ドイツ諸邦における「啓蒙専制君主制」の「優位性」を掲げ、フランス革命に反対して対仏戦争に参加した（参加せざるを得なかった、とも言えるであろうが）、18世紀末のゲーテを想起させるものであるが、かりにも第一次世界大戦前のドイツ帝国の官僚体制が、ワイマール公国の啓蒙専制君主制におけるほどの「精神化」と比肩できるものを内包していたとすれば、たしかに、世界はべつのベクトルの方向へと変革を遂げていたことであろう。

もちろん、この時期のトーマス・マンの言辞に対する、「第一次世界大戦がもともと西欧列強とドイツとの『世界支配と貿易支配』をめぐる戦争であり、『国際的に支配しているものは力であって正義ではない』ことぐらい、非政治的な作家トーマス・マンといえども百も承知のことであった。彼にとってドイツの『世界政策や帝國的な存在への使命』いわゆる『支配民族』論といったものは、とんと関心がなかった」²⁵という評言は、きわめて正確なものであったには違いない。いかにギムナジウムの頃には、芝居とヴァーグナーの音楽への熱狂をべつとして、学業においては典型的な劣等生・落第生であったとはいえ、20代の半ばで《ブッデンブロークス》のごとき作品を書くという、およそ信じがたいほどの天賦の才を授けられたトーマス・マンに、そうした社会状況が自覚されないはずはないからである。半年もあれば終わるであろうという、大戦に対する大方の予想が無惨にも外れ、4年もの長きにわたって、たとえばレマルクが描いたような、膨大な犠牲者を出しつつ絶望的な戦闘が続けられたという事実もさることながら、戦後期の短命であったレーテの成立とともに、血腥い右翼テロが横行し、ナチズムへの萌芽となるべき症候がしだいに社会に蔓延することによって、「ドイツの精神性」なるものの幻想性と欺瞞性が明らかになるという状況のもとで、マンにあっては、みずからの理論上の破綻が、すでに自己省察のプロセスの途上において、「内在的」に痛感されていかに違いない²⁶。

²⁴ 同書、200 ページ。

²⁵ 脇圭平『知識人と政治——ドイツ・1914~1933——』、岩波新書、1974年、39 ページ。

²⁶ 「実証性」への意志——もしくは、「実証性」という理念の束縛——のゆえに、「書かれたもの」を追って展開される文学史研究は、それが精緻であればあるほど、「書かれぬもの」の底にある根本的な諸前提から遠のいていくという宿命を持っている。マン

その意味においては、彼における「この転換を、政治感覚のなかった男がそれに眼をひらかれたという意味にとるなら、それは事のごく一面をしか見ないことになる。トーマス・マンの変化は、あるものから別のものへ変わったというより、彼が本来持っていてそれに気づいていなかったものを、こうした膨大な考察」（『非政治的人間の考察』）「によって、発見していったという趣がある」²⁷という総括は、正鵠を射たものであるように見える。

小説《魔の山》は、第一次世界大戦という世界史的な大事件とそれに引き続く錯綜した社会状況が進展するなかで、時代と向き合いつつ自己省察を展開する文学者が難産の末に産み落とした「時代の子」である。しかし、脚色・演出のバッハマンにとって関心の対象となるのは、あくまでも「時間」としての Zeit であって、「時代」としての Zeit ではない。もとより、それも一つのテーマとはなり得るものに違いない——《魔の山》では、隔絶されたサナトリウムのなかで「無限の」時間を過ごさねばならぬ人間にとって、ほかならぬ「時間」についての対話が大きな比重を占めることについても、哲学上の問題として、登場人物たちの間で議論が展開されているからである。だが、マンの小説が到達したのは、その「時間」としての Zeit が、まさしく「時代」としての Zeit でもあること、もしくは、「時間」が「時代」へと「転化」せざるを得ない要素を持つことを示すことによって、個人という人間存在の歴史性＝社会性をも炙り出すことであったはずであり、それゆえ、個人が対峙する時間＝時代というものが欠落した《魔の山》の劇化は、その本質的な核心を不在のままにとどめることになる。舞台上でマンの苦闘の結晶たる人間存在の歴史性＝社会性自体を表出することが困難であることは、もとより自明であるが、しかし、少なくともそれを眺望しようとする演出家の視線が、この舞台には感じられないのである。

20世紀演劇三題

《女中たち》（ジャン・ジュネ、ベルリン・フォルクスビューネ、ルク・ボンディ演出、2008年9月19日、ベルリン初日）

エーディット・クレファーの奥様、カロリーネ・ペータースのクレア、ゾフィー・ロイスのソランジュという顔ぶれの《女中たち》——たとえそれが「邪

は、文学と芸術の領域以外では「たんなる」落第生であったとはいえ、ゲーテや古典文学全般についての教養は、おそらくはすでに20歳前後の時期に確立されていたに違いない。それゆえ、たんに文学作品のみならず、その周囲に惑星群のごとく飛び交うゲーテの諸評論についても、ある程度の洞察もしくは見通しを素養として持っていたことであろう。したがって、哲学者や詩人の若き日の思想形成過程を追跡する場合は異なり、40代も半ばを過ぎた卓越した文学者の「思想的転回」を追う場合には、その「ゲーテとの対話」のとらえ方においても、直線的もしくは短絡的な影響＝非影響という構図は、おそらくはそれほどの妥当性を持たぬであろうと思われる。

²⁷ 辻邦生、前掲書、214ページ。

道」であろうとも、わたしにはヘーゲルの「主と奴」を想起させるこの芝居は、憧憬と軽蔑と嫉妬と憎悪と自己憐憫と虚栄とが瞬時に入れ替わり、交錯する。

ジュネは、「わたしは虚栄心からこの戯曲を書いた」²⁸と「告白」するのだが、この「挑発的な」自嘲の言葉をどこまで真に受けるかはともかく、たしかに、彼が吐くその言葉には、月並みな書き手ほど、所詮はたんに軽佻浮薄な虚栄心からなにかを書いているに過ぎぬのであるが、ただ、そうした書き手は、間違ってもみずからそうした「真実」を「自白」することはない、という痛烈な皮肉の毒が含まれている。ジュネのジュネたる所以は、普通の書き手ならば必死に隠蔽することを臆面もなく曝け出し、期せずしてそのアキレス腱に痛撃を浴びせることにほかならない。

『精神現象学』でヘーゲルが展開した「主と奴」の弁証法は、奴隷の場合であっても、「意識がみずからのもとへと到達するのは、労働を通してのみ可能である」²⁹ということが前提となるのであり、それこそが、「自己意識の自立性と非自立性」の中心的なテーマである。もとより、そこで支配するのは、「奴隷を介して物と関係する主人は、物をそっくりそのまま否定することが可能であり、主人は満足感をもって物を消費する」³⁰ことが許される一方、「奴隷は、純粋ならざる、非本質的な性質を持つ行為」でしかない、という、「一方的な、対等ならざる承認の関係」³¹である。

「主人」たる奥様の模倣をする「奴隷」である女中のクレアが、女中クレアを模倣する姉ソランジュに向かって、「あたしがちょっとその気になりゃ、お前なんぞこの世に存在することを止めてしまう」³²、「わたくしは、召使いなんで大嫌いです。大嫌いだわ、こんな穢らわしい、下等な生き物は。召使いなんで、人間のうちには入らない」³³という、いかにも奥様にふさわしい台詞を吐く時には、その「対等ならざる承認」というものの、剥き出しであるとともに戯画化された関係が憎悪とともに表出されることになる。正真正銘の奥様の言葉、「お前たちは本当に運がいい、お下がりのドレスをくださる人がいるんだものね。わたしだったら、欲しければ自分で買わなきゃならないもの」³⁴という、ジュネの酷薄な悪意が暴き出す、ひたすら満足感に溢れた消費主体たる存在の持つ意識の偽善性と欺瞞性こそは、奥様自身が一介の「下等な生き物」に過ぎぬことの証左にほかならない。

「主人」を模倣する「奴隷」の演技（「奥さまごっこ」）は、「自立した人間」とは見做されぬみずからへの自己憐憫と自己嫌悪と自己否定にまみれつつ、憧

²⁸ ジャン・ジュネ「ジャン＝ジャック・ボエヴェールへの手紙」、前掲書、17 ページ。

²⁹ G. W. F. Hegel, *Phänomenologie des Geistes*, Berlin 1971, S. 148.

³⁰ Ebd., S. 146.

³¹ Ebd., S. 147.

³² ジャン・ジュネ《女中たち/バルコン》（渡辺守章訳）、白水社、2002 年、28 ページ。

³³ 同書、72 ページ。

³⁴ 同書、60 ページ。

憬というよりは嫉妬と憎悪とルサンチマンに駆り立てられて、日々、続けられることになる。とはいえ、ジュネの世界にあっては、ヘーゲルにおけるような諸概念の飛び交う世界とは異なり、当然のことながら、「奴隷の意識」が「自立性の意識の真理」³⁵として顕現することはない。現実の支配・隷属関係は、依然としてそのままに持続されるからであり、概念の世界におけるような「転化」や「逆転」や「昇華」は、所詮、生起することはないからである。憎悪と軽蔑のゆえに湧き上がる奥様に対する殺意は、彼女へのささやかな「謀略」の失敗とともに、致死量の睡眠薬が入った菩提樹花のお茶を彼女に渡すべく計画されるものの、そのお茶は、奥様を模倣し続けるクレアの自殺のために用いられることになる。かの女中たちは、ヘーゲルの「自己意識」概念の眼目たる、みずからの「自立的存在としての自覚」へと到達することなく、破滅して果てるのである。

ジュネの《女中たち》は、スウィフトの《奴婢訓》とストリンドベルイの《令嬢ジュリー》を想起させる。同時に、「奴隷」がただただ恐怖と不安のなかに叩き込まれ、それに打ち克つべき手段から儂くも見捨てられて没落の運命を辿るという芝居として、その二重三重の「変装」による「変容」の妙もさることながら、なによりも、支配と隷属という「不平等の承認」の起源を問い詰める作品である。

ルク・ボンディの演出は、ある意味ではきわめてオーソドックスなものである。クレア、ペーター、ロイスという、ドイツ語圏におけるそれぞれの世代を代表するにふさわしい女優たちを配して、虚虚实実の憎悪劇が、これまた奇抜とは縁遠い装置のなかで展開される。ただ、致死量の睡眠薬入りのお茶を奥様に勧めるときの女中たちの態度には、つまりは、殺人（言うなれば「主殺し」）へと突き進もうとするときの彼女たちの目や手や唇の表情には、かりに「主人」への底知れぬ憎悪のゆえに、彼女が死すべき存在であることを「確信」しているにせよ、もう少し不安や「罪悪感」の破片が見えてもいいのではないかと思われた。

《るつぼ》（アーサー・ミラー、ドイツ劇場・カンマーシュピーレ、トーマス・シュルテ＝ミヒェルス演出、2008年8月30日、初日）

この演出は、残念ながら、おそらくは短命に終わることであろう。ある批評子は、「戯曲の字面だけを追った演出」と、きわめて辛辣な言葉を投げつけているのであるが、たしかに、主人公ジョン・プロクターを演ずるスヴェン・レーマンが優れた役者であることを再確認させる以外には、この舞台はそれほど強い印象を与えるものではない。

³⁵ G. W. F. Hegel, a. a. O., S. 147.

本来的には、この《るつぼ》（《The Crucible》）——ただし、ドイツ語圏での上演のさいは、《Hexenjagd》（《魔女狩り》）の訳題が用いられるのが普通のような——は、依然として「現代」もしくは「現代人」を撃つべき作品である。ミラーの執筆の直接的な契機は、戦後のアメリカにおける、裏切りと密告が強要された、かの「マッカーシズム」による「赤狩り」が吹き荒れた状況であるにせよ、狂信的な群集心理、真実よりもわが身の安寧を優先させる個人の弱さ、少数の弱者に対するパッシング、無思慮のままに大勢に順応する事なかれ主義——ひたすら自己の安寧にもたれかかる兆候に対する告発は、現代にこそふさわしいには違いないからである。

虚偽の自白とみずからの生命との二者択一を強要され、ぎりぎりのところまで追いつめられたジョン・プロクターは、「おれには三人の子供がいる——子供たちにどうして教えられる、人間らしく堂々と生きよと、一方で仲間を売りながら」³⁶という言葉は、観客の心を強烈に揺さぶらずにはおかない。問われているのはプロクターではなく、わたしたち一人ひとりであるからである。まさしくそれゆえにこそ、芝居の表層にとどまり、現代のカオスに訴える力に不足するトーマス・シュルテ＝ミヒェルスの演出は、いささか落胆させるものであった。

《誤解》（アルベール・カミュ、ベルリン・ドイツ劇場・カンマーシュピーレ、ジル・メーマート演出、2008年9月20日、初日）

旅人を殺害して金品を奪うことを生業とする宿屋の母と娘。今日でその稼業とも別れを告げようという最後の旅の客は、正体を隠して旅人としてその宿屋を訪れた、20年も前にその家を出ていた息子だった——あたかもなにかの民話のごとく、はじめからほとんど結末が予想できるような筋立ての芝居であるが、緊迫感が一挙に高揚し、個人の存在、家族への愛、他者への無関心、あるいは、みずからの所業への無関心といった、アルベール・カミュの精神の根幹をとらえて離さなかったであろう諸問題が、まさしく奔流のごとくに解き放たれ、観客の胸に息も継がせず迫り来るのは、その息子が毒殺されてからである。すなわち、事実を知って自殺する娘マルタ（ヴァレリー・チェブラーノヴァ）が、みずからの生い立ちとみずからのこれまでの生き方を、同じく自殺する決意の母親に向かって機関銃のごとくに叩きつける時である。

カミュの師でもあったジャン・グルニエによれば、「アルベール・カミュがなににもまして関心を寄せ、心を奪われたのは演劇」³⁷であった。かの「心優しき」ドン・ジュアンのごとく、「飽くなき美の追求者」にして「孤独者」であったカミュにとっては、「無限に多様化された生」そのものにほかならぬ演

³⁶ アーサー・ミラー《るつぼ》（倉橋健訳）、ハヤカワ演劇文庫、2008年、247ページ。

³⁷ ジャン・グルニエ『アルベール・カミュ』（大久保敏彦訳）、国文社、2004年、107ページ。

劇は、その黒々とした「孤独を満たす方法」³⁸でもあった。「孤独者」が「孤独を満たす方法」たる絵空事の芝居に執着し、それに「耽溺」し、かつ「没落」するのは、たしかに美しい死の一形態であるに違いない。稀代の「芝居狂い」の一人であった林達夫は、シェリング、ヘーゲル、ショーペンハウアー、ニーチェ、和辻哲郎といった例を引き、自己弁護と自己陶醉と自己主張とを愉悦感に満ちて掛け合わせながら、「ドラマに惹かれない哲学者なんて本当の哲学者でない」³⁹と喝破するのであるが、人間のドラマであることを完全に喪失し、緑なす「生命の金色の樹」とはただただ無縁な 21 世紀の哲学に対しては、この言葉は、無力にしてかすかな遠雷のごとく、消え入る寸前の眩きとして響くのみである。

21 世紀の演劇

《ヘヴン。トリスタンへ》(フリッツ・カーター、マクシム・ゴーリキー劇場、アルミン・ペトラス演出、2007 年 11 月 17 日、ベルリン初日)

フリッツ・カーターは、東ドイツ出身の演出家アルミン・ペトラスの劇作家としてのペンネームであり、この《ヘヴン。トリスタンへ》は、彼の自作の演出である。その副題が示すがごとく、時おりヴァーグナーの《トリスタンとイゾルデ》の音楽が現れるとはいえ、かの楽劇のごとき狂気じみた陶酔的な愛が展開されるわけではない。

かつては東ドイツのフィルム生産の拠点であった町ヴォルフエンは、その産業自体の没落(現在は、西側のフィルム生産企業であったアグファ・ゲヴァルトでさえ倒産の憂き目に会う時代ではあるが、旧東ドイツのフィルム生産は、「ドイツ統一」とともに「溶けて消える」運命が定められていた)とともに、人口は 6 割近くに激減し、人びとの出会いと別れもまた、そうした渦のなかに巻き込まれていくことになる。

ドラッグに溺れ、死と隣り合わせに生きる少女ジモーネや、自殺が未遂に終わる中高年の夫婦、没落して町に戻って死を迎える青年アンデルスと、3 時間を優に越える芝居は、悲劇的な通奏低音のもとに展開していく。しかし、それがたんに陰鬱な空気を湧き起こすことはなく、むしろ、彼ら登場人物たちへの秘めやかな共感を呼び起こし、そこに「現代」を、ある意味では「ヨーロッパの現代」を感じさせるものとなっているところに、この芝居の成功の根源があるには違いない。

しだいに「自我」を意識する少女を演ずるフリッツィ・ハーバーラント、アンデルス役の、かのハムレットを演ずるマックス・ジモーニェクと、若手の

³⁸ 同書、104 ページ。

³⁹ 林達夫・久野収、前掲書、『思想のドラマトウルギー』、平凡社、1993 年、59 ページ。

役者たちが舞台上に生命を吹き込み、重いテーマながらも、観客の反応はめざましいものであった。

《焼け焦げ》（ワジディ・モウアワド、ブルク劇場/アカデミー劇場、シュテファン・バツハマン演出、2007年9月28日、初日）

舞台一面に撒かれたガソリンとおぼしき可燃物が轟音とともに炎上し、その熱風が、一瞬、客席に向かって襲いかかり、ザビーネ・ハウプトが演ずるサウダ（Sawda）の「自爆テロ」の爆発音と炎とが、舞台の袖から舞台を突き破って溢れ出る、ワジディ・モウアワド（Wajdi Mouawad）作の《焼け焦げ》は、そうした外面的な効果の凄まじさのみならず、語られる人間の運命の絶望的なアクチュアリティのゆえに、その残酷さと、彼が描き出す筆致のラディカルさゆえに、観る者の心臓を引っ掴み、その鼓動の「真正さ」を観る者に確認することを強制するがごとき作品である。

ワジディ・モウアワドは、1968年にレバノンに生まれるが、8歳のとき、亡命を余儀なくされた家族とともにフランスのパリに赴き、やがてその6年後、カナダのケベック州へと移住した劇作家・俳優・演出家・劇場主宰者であり、この《焼け焦げ》は2003年に書かれた。劇場主宰者である著者によれば、この戯曲もまた、「役によって俳優を発見し、俳優によって役を発見する」⁴⁰という、ある種の相互作用＝共同作業の進行するなかで書かれたとされている。

わたし自身がこれまで観たシュテファン・バツハマンの演出は、数年前のブルク劇場におけるフェルディナント・ライムントの《浪費する者》、同じく数年前のベルリン・ドイツ劇場でのクライストの《アンフィトリオン》、それに今回のマクシム・ゴリキー劇場の《魔の山》と、いずれも作品の内奥に潜む本質から逸脱したかのごとき制作であり、したがって、いっさいの希望を捨てて劇場に赴いたのであるが、いくつか、わたし自身には無用と思われる思いつきが顔を出すとはいえ、この演出は圧倒的な威力を持つものであった。

芝居の組み立て自体は、ある種の「謎解き」には違いなく、その限りでは、いささか常套的なものである。ある中東の国からカナダへと移民した女性の子供たち（双子の姉弟）は、母親が残した遺言のゆえに、文字通りいやいやながら、父と兄とを探しに祖国へと帰還する。凄まじい戦争。いつ終わるとも知れぬ戦闘。逮捕、収容所、拷問、敵兵たる女性兵士への強姦・・・彼らに突きつけられる真実は、彼らの父と兄が同一人物であるということである。すなわち、戦争のなかで、母親と息子（彼らの兄）は、互いに敵味方に分かれる運命を辿ったのみならず、捕虜となって収容所に監禁された母を、戦場の血に狂い、戦場の欲望に狂い、たんなる戦場の殺人鬼と化した息子が、それとは知らずに強姦し続けたのであり、そして、双子の姉弟こそは、その母から生まれ出た、祝

⁴⁰ Wajdi Mouawad, *Verbrennungen*, Frankfurt a.M. 2007, S. 5f.

福されることのない子供たちにほかならなかったのである。その「謎」の凄まじさが白日の下に曝されていくにつれて、21世紀の現代においてもいっこうに止むことのない、戦争、戦闘、憎悪、虐殺、弾圧、拷問、強姦、射殺、自爆といった現実の地獄のさまが、そのもとで幾年も、あるいは幾十年も苦しまねばならぬ人びとの運命のさまが、劇場における観客であるとともに、世界の惨状に対しても単なる「観客」でしかないわたしたちの無力のさまが、しだいにわたしたちに突きつけられていくことになる。

（2008年10月初旬のいくつかの舞台についての論述は、本稿が9月末日に受理されたのち、校正段階において加筆されたものである。）

地域視点からの大型店出店問題と地方自治体の規制手法

金倉 忠之*

The Problems of Big Stores from Local Viewpoint and Technique of Regulation by Municipalities

Tadayuki KANAKURA

Abstract

In Japan, City Planning Law has been amended toward “the Compact City”. Municipalities will regulate and lead the location of big stores by land use regulations from now. This paper examines the techniques and subjects for regulating large-scale retail development, and introduces the difference of contribution to local economy between locally owned stores and big stores. It is necessary to work out the countermeasure by the growth management or smart growth against the large-scale retail development.

はじめに

わが国では、競争促進政策にもとづき、大型店出店の規制緩和が幾度も進められ、最終的には、経済的規制の根拠となっていた大規模小売店舗法が、1998年に廃止された。同年、まちづくり関連三法と呼ばれる、大規模小売店舗立地法、中心市街地活性化法、改正都市計画法が制定され、全国の地方都市での商店街の衰退など中心市街地における大規模小売店舗法廃止後の空洞化対策がとられることになった。

まちづくり関連三法の枠組みは、中心市街地活性化法のもとで、空洞化が進む中心市街地の整備改善と商業の活性化のために、国の総合的支援を受けて、市町村が各種事業・施策を進めるとともに、大型店に対しては、市町村が、改正都市計画法の特別用途地区制度を利用して、土地利用面から大型店の出店を計画的に誘導・制限する。大型店立地が可能となれば、大規模小売店舗立地法によって、都道府県等により環境や交通問題など、出店にともなう地域の生活環境への影響がチェックされることで、生活環境の保持をはかる。この制度的

* 北見工業大学教授 Professor, Kitami Institute of Technology

な整備に特徴的なことは、いずれも、地方自治体の主体性が打ち出されたことである。

このように、中心市街地活性化法は、中心市街地の整備改善と商業活性化のための振興政策であり、改正都市計画法と大規模小売店舗立地法は、商業施設の誘導・制限と生活環境保持のための規制という調整政策である。

しかし、1998年のまちづくり関連三法は、次のような制度自体の問題をはらんでいた。¹

都市計画法の改正では、市町村は、それぞれの土地利用方針にもとづく「特別用途地域」を独自に決められることになり、特別用途地域は、住居地域、商業地域、工業地域のそれぞれを細分する12種類の用途地域に重ねて上塗りされる。今回、用途制限を緩和あるいは加重するために11種類に限定されていたこれまでの特別用途地域を廃止し、地域の判断で多様な特別用途地域の種類を設定できるようにしたわけである。

問題は、実際に特別用途地域が設定されているところは、基本的には市街化区域であるのに対し、大型店の進出先は、市街化調整区域内あるいは都市計画区域外が多いことである。つまり、新設された特別用途地域制度は、大型店の立地地域に適用できない制度となっていた。改正都市計画法では、市街化区域以外での大型店出店対策は考慮されておらず、これについては、政府は、自治体の条例に委ねることになった。

こうして、まちづくり三法の枠組みの一角としての改正都市計画法にもとづく大型店の立地調整については、従来から指摘されていた問題がそのまま残され、地方自治体の開発抑制の決意がなければ、大型店の誘導・制限の効果は期待できなかったのである。

大規模小売店舗立地法については、その対象はあくまでも、大型店立地にもなる周辺住民の生活環境への影響であり、それを事前にチェックするという社会的規制（その基準となる指針を通産省がまとめている）が行われるため、そこでは、立地法第13条で規定した地方自治体の商業調整を目的とする条例・要綱ばかりではなく、生活環境の保持を目的とする条例・要綱による上乗せ規制に対しても牽制するものであった。

だが、指針は、地方自治体からみれば、規制基準が緩いものとみられ、立地法施行前に、自治体のなかには、条例や要綱で独自基準を設けて上乗せ規制をする動きが広がっていた。

中心市街地活性化法については、市町村が自主的に基本計画を策定し、施策を選択できることや、タウン・マネージメント機関（TMO）というこれまでにない仕組みが制度化されたことなどに、中心市街地活性化法の斬新さが現れて

¹ 金倉忠之「中心市街地活性化の課題と自治体のイニシアティブーまちづくり関連三法を中心に」『北見工業大学研究報告』第32巻第2号、2001年3月。

いるわけであるけれども、それだけに、まさに市町村のイニシアティブが問われることになる。しかし、政府は、TMOの第三セクター化を誘導するため、事業化する際の組織を第三セクターにすれば、補助の条件が有利になるように設定した。TMOという新たな制度を創設したにもかかわらず、政府自体が旧来からのやり方を踏襲するなかで、中心市街地の活性化の課題に対応しえるのか、支援制度のいっそうの改善が求められていたといえる。

まちづくり関連三法は、こうした制度自体の問題を抱えていたことを含め、中心市街地の空洞化対策としてはほとんど有効性をもちえなかったのである。

以上のような背景のなかで、福島県など大型店の郊外出店規制条例を制定する地方自治体が現れ、2006年、まちづくり関連三法とりわけ都市計画法の大幅な改正が行われた。

以下、本稿では、2006年に都市計画法がどのように改正されたかを踏まえて、禁止された大型店に対する経済的規制の根拠はどのようなものか、法律を補完する地方自治体の大型店出店規制の手法と課題を、福島県と北海道を事例として、広域調整・立地誘導・地域貢献の側面から検討し、米国の地方自治体の事例から、大型店と地元商店の地域経済への貢献度の違い、大型店出店規制の手法を探り、今後の大型店出店問題を成長管理やスマート・グロースによるまちづくりのなかで捉えていく必要性を指摘している。

1 2006年まちづくり関連三法の改正

1998年のまちづくり関連三法の改正後も、中心市街地の空洞化に歯止めがかからず、三法の不備が指摘されてきたことから、コンパクトシティの考え方にに基づき、2006年に、まちづくり関連三法が、再度、改正されている。ただ、改正されたのは、三法のうち都市計画法（施行は2007年11月）と中心市街地活性化法²のみであり、大規模小売店舗立地法はそのまま維持された。

² 中心市街地活性化法の主な改正点は、①中心市街地活性化本部（本部長：内閣総理大臣）の創設（基本方針の案の作成、施策の総合調整、事業実施状況のチェック・レビュー等）、②基本計画の内閣総理大臣の認定制度（法律、税制の特例、補助事業の重点実施等）。地方都市においては、準工業地域における大規模集客施設（床面積1万㎡超）の立地規制を基本計画に明記し、特別用途地区を都市計画決定することが大臣認定の条件
③多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会の法制化などである。

表1 2006年都市計画法改正による大型店規制対象地域

用途地域など	改正前	改正後
第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域	50㎡超不可 150㎡超不可 500㎡超不可 1,500㎡超不可 3,000㎡超不可	同 左
第二種住居地域 準住居地域 工業地域	制限なし	大規模集客施設については、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定により立地可能
近隣商業地域 商業地域 準工業地域		制限なし
工業専用地域	用途地域の変更又は地区計画決定が必要	同 左
市街化調整区域	原則不可。ただし、計画的な大規模開発は許可	大規模集客施設も含め、原則不可。地区計画を定めた場合、適合するものは許可
非線引き都市計画区域 準都市計画区域の白地地域	制限なし	大規模集客施設については、用途地域の指定により立地可能。また、非線引き都市計画区域では、用途を緩和する地区計画決定でも立地可能

出所：国土交通省資料による。

とくに大きく変更されたのは都市計画法である。その主要な改正点としては、1つは、1万㎡を超える大規模集客施設の立地可能な用途地域を、表1「都市計画法改正による大型店規制対象地域」のように、改正前の6地域から、商業地域、近隣商業地域、準工業地域の3地域に限定したことである。これにより、大規模集客施設は、それまで立地可能であった第二種住居地域、準住居地域、工業地域には、今後、原則として出店できなくなったわけである。2つは、開発を抑制する市街化調整区域については、改正前、計画的な大規模開発の場合は立地が許可されていたが、改正後は計画的な大規模開発も含めて原則禁止となったことである。3つは、用途が決まっていない白地地域については、改正前、大規模集客施設の立地に制限はなかったが、改正後では、原則禁止となったことである。4つは、今回規制強化される地域においては、大規模集客施設の立地も認めうる新たな地区計画制度（開発整備促進区）が創設されたことである。5つは、市町村が都市計画の決定などを行う場合、都道府県知事との協議・同意手続きを通じて、広域的な見地からの調整をするため、関係市町村からの意見の聴取等を行えるようにしたことである。

今回の都市計画法改正は、郊外型の大型店出店を制限する一定の効果を期待しうる内容とみることができるとは、問題は、大規模集客施設が床面積1万㎡超の店舗等を対象としていることと、準工業地域が立地制限の対象から外されたことである。

ただ、準工業地域については、「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」（2006年9月閣議決定）で、とくに地方都市では、大規模集客施設の立地制限には特別用途地区を活用することとされており、これを中心市街地

活性化法の基本計画の国による認定の条件とすることが明記されている。³

このように今回の都市計画法改正は、大型店の立地を3用途地域に限定するというものであるが、出店禁止とされた第2種住居地域、準住居地域、工業地域の3地域については、「大規模集客施設については、用途地域の変更又は用途を緩和する地区計画決定により立地可能」（表1参照）とされたように、用途地域の変更の厳格さ如何による。日本チェーンストア協会は、都市計画制度見直しの与党合意の段階で、「与党合意に対するコメント」を出している。そのなかで、「今回の都市計画制度の見直しにおいては、・・・原則としては制限しつつも用途の変更を弾力化することにより当該地域に大規模集客施設が設置できるという道を残している。今後、用途の変更に際して必要となる都市計画手続きやその運用においては、例えば、用途変更の審議が1年以内に行われること、自治体の都市計画審議会に中立的な者として消費者代表が必ず加えられることなど迅速性、公平性、透明性がきちんと担保されるよう強く求めたい。用途の変更に商業調整の観点加わることは厳かに避けるべきであり、大店法時代に逆戻りするようなことがあってはならない」⁴と要望している。

ここでコメントとして出された意見の内容は、実際、都市計画法の改正において、開発事業者を都市計画の提案者に加えたことと相俟って、規制強化される地域での大規模集客施設立地を可能とする開発整備促進区の創設や、都市計画手続きの円滑化等として盛り込まれたものであり、大型店出店規制の抜け道ともなりうるものである。

2 大規模小売店舗立地法による経済的規制問題

1998年に廃止された大規模小売店舗法では、大型店が出店する際、事前に地元事業者、消費者、学識経験者からなる商業活動調整協議会の意見を聴き、必要な場合には、調整4項目である店舗面積、営業時間、年間休業日数、閉店日を変更することが定められていた。

このような商業調整による経済的規制については、新設された大規模小売店舗立地法第13条で、「地方公共団体は、小売業を行うための店舗の立地に

³ 「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行うものとする。また、三大都市圏及び政令指定都市においても、必要に応じて、特別用途地区等を活用するものとする。」（「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」『中心市街地活性化基本計画の認定と準工業地域における大規模集客施設の立地制限』2006年9月閣議決定）

⁴ 日本チェーンストア協会「『都市計画制度等の見直し』の与党合意に対するコメント」2005年12月。

関し、その周辺の地域の生活環境を保持するために必要な施策を講じる場合においては、地域的な需給状況を勘案することなく、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」と明記した。⁵

経済産業省『大規模小売店舗立地法の解説』（2007年）では、「この法律は、地域の需給状況を勘案して調整を行うものではなく、大規模小売店舗の周辺的生活環境の保持を目的とするもの」であり、「1995年1月にGATSが発効し、地方公共団体が行う措置であっても、透明性の確保や、合理性、客観性、公平性、内外無差別等の規定への整合性が求められるようになってきている。・・・とりわけ、特定の事業者の事業機会を確保するため地域における需給状況を勘案するといった、大店法で採られていた考え方を採用することのないよう、『地域的な需給状況を勘案することなく』と規定している」とある。

GATS (GENERAL AGREEMENT ON TRADE IN SERVICES=サービスの貿易に関する一般協定) では、加盟国は、サービス提供者の数の制限、サービス事業の総数・サービスの総産出量の制限の措置を維持し、または、とってはならないとされている。⁶

つまり、地方自治体が、地域的な需給状況や大型店出店による商店街への影響を勘案して条例等を制定することを禁止したわけである。

わが国では、今後、もっぱら土地利用規制面からの大型店立地の誘導・規制が行われることになるが、しかしながら、GATSのもとで、大型店の立地調整という経済的規制が認められていないわけではない。中小企業4団体の「まちづくりに関する要望」のなかで、「『まちづくり3法』の制定にあたり、政府は『WTO・GATS（世界貿易機関・サービス貿易協定）の下では、大店法を廃止せざるを得ないが、3法を一体として活用すれば、大型店の立地調整を含む街づくりに支障はない』と説明した。・・・WTOの下で、フランス・イタリアは、GATSを留保し、大型店の出店調整を行っている。日本と同様GATSを批准しているイギリス・ドイツにおいても、都市計画の観点から、大型集客施設の立地調整を行って

⁵ 「そもそも大型店の立地調整をしていた大規模小売店舗法（大店法）が廃止された背景には、米国政府から市場開放の圧力を受けた政府が、GATS（サービス貿易に関する一般協定）違反を指摘されることを恐れて政策転換した、という事情があった。」（矢作弘・服部正弘「市場略奪型ショッピングセンターの規制を―福島県商業まちづくり条例論争をめぐる―」『世界』2006年2月号）

⁶ サービスの貿易に関する一般協定 (GENERAL AGREEMENT ON TRADE IN SERVICES, GATS) 第16条第2項「加盟国は、・・・次の措置を維持し又はとってはならない。」
 ・サービス提供者の数の制限（数量割当て、経済上の需要を考慮するとの要件、独占又は排他的なサービス提供者のいずれによるものであるかを問わない。）
 ・サービスの事業の総数又は指定された数量単位によって表示されたサービスの総産出量の制限（数量割当てによるもの又は経済上の需要を考慮するとの要件によるもの）。
 同第一条第三項「加盟国は、この協定に基づく自国の義務及び約束を履行するに当たり、自国の領域内の地域及び地方の政府及び機関並びに非政府機関による当該義務及び約束の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。」（経済産業省『大規模小売店舗立地法の解説』2007年5月、46頁）

るが、これらはGATS違反とは見られていない⁷という指摘がなされている。

3 地方自治体の大型店出店規制の手法と課題

まちづくり三法の見直し案が国会で審議される以前から、地方自治体では、大型店の郊外出店を規制する動きが始まり、その後も、法律を補完するか、あるいは、県内市町村間の広域調整を目指した独自策としての制度化に踏み切る自治体が増えてきている。

大型店の出店規制に乗り出した地方自治体では、表 2 のように、条例、要綱、方針、ガイドラインなどの多様な形態の制度を整え、6,000 m²以上か 1 万 m²以上の小売商業施設あるいは大規模集客施設を対象とし、独自条例による立地規制・誘導、都市計画法による立地規制・誘導、広域調整手続き、地域貢献などの規制手法をとっている。

ここでは、独自条例による立地規制・誘導型として福島県、都市計画法による立地規制・誘導型として北海道を取り上げ、その規制内容と手法を検討する。

表 2 各道府県の大型店出店への取組み状況

都道府県名	制度	規制手法	対象施設	対象面積	
福島県	条例	・独自条例による立地規制・誘導 ・地域貢献	小売商業施設	店舗面積	6,000m ² 以上
山形県	要綱	・広域調整手続き	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超
兵庫県	方針	・都市計画法による立地規制・誘導	大規模集客施設	床面積	6,000m ² 超
北海道	方針 ガイドライン	・都市計画法による立地規制・誘導 ・地域貢献	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超
福井県	方針	・都市計画法による立地規制・誘導	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超
京都府	ガイドライン	・都市計画法による立地規制・誘導 ・地域貢献	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超
福岡県	ビジョン	・都市計画法による立地規制・誘導	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超
佐賀県	方針	・都市計画法による立地規制・誘導	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超
長崎県	方針	・都市計画法による立地規制・誘導	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超
熊本県	広域調整方針 ガイドライン	・都市計画法による立地規制・誘導 ・地域貢献	大規模集客施設	床面積	10,000m ² 超

出所：宮崎県「まちづくり三法改正に伴う他県の動向」2007年7月。

⁷ 日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会・全国商店街振興組合連合会「まちづくりに関する要望」2004年7月26日。

(1) 福島県の商業まちづくり条例～6,000㎡以上を規制、広域調整、地域貢献～

福島県は、「広域のまちづくりの観点から特定小売商業施設を適正に配置するとともに、地域貢献活動を促進する」⁸ことを目的として、2005年、大型店に対する出店規制の条例である「商業まちづくりの推進に関する条例」を全国で初めて制定している。

この条例は、3つの柱からなる。1つは、小売商業施設の立地ビジョンとなる「商業まちづくり基本方針」であり、7つの生活圏ごとに、「一定の人口や都市機能が集積し、県民が公共交通機関を利用することで容易にアクセスできる場所」⁹に特定小売商業施設（店舗面積6,000㎡以上の小売商業施設）を集積させるとともに、郊外への特定小売商業施設の立地を抑制する。とくに、都市計画法上の市街化調整区域、用途が決まっていない白地地域などでは「厳かに抑制する」としている。

2つは、特定小売商業施設の立地についての広域の見地からの調整である。特定小売商業施設を新設しようとする事業者に対し、県は、新設計画の届出を義務づけ、その計画について、関係する市町村・住民などの意見や、「商業まちづくり基本方針」、市町村の各種土地利用関係計画を踏まえ、商業まちづくり審議会の意見を聴いたうえで、広域の見地から、その立地の適否の意見を事業者へに通知する。その際、「事業者の対応が県の意見を適切に反映しておらず、商業まちづくりの推進に著しく支障を及ぼすと判断される場合には、県は『商業まちづくり審議会』を開催した上で必要な措置を勧告することになる。」¹⁰

3つは、特定小売商業施設の地域貢献活動の促進である。特定小売商業施設の新設届出者は、新設届出書に「地域貢献活動の基本的方向」を記載した書面を添付し、立地市町村内で説明会を開催する。関係市町村や住民がその内容について意見を述べ、県は意見を新設届出者に通知する。新設届出者はこれら意見に配慮し、地域貢献活動計画を県に提出し、これを県が公表するという流れになる。

そこでは、大型店の地域貢献活動に対し、関係市町村や住民が意見を述べ、それらが地域貢献活動計画に反映されるようなしくみがつくられている。

「地域貢献活動ガイドライン」では、県が特定小売商業施設の設置者に期待する地域貢献活動の例として、表3で挙げた地産地消の推進、地域雇用確保への協力、撤退時の対策、地域貢献活動担当部署等の設置を含め12項目を挙げ、

⁸ 佐藤栄佐久『『共生の論理』が導く福島県独自のまちづくり』（分権型政策制度研究センター『RCD NEWSLETTER』2006年 Mar.）

⁹ 福島県「商業まちづくり基本方針」2006年。特定小売商業施設の立地を誘導する地域としては、まちづくりにおける商業の集積に関する方針が定まり、商業や人口が集積し、人が集まる条件が整っているという要件を満たす誘導市町村において、①中心市街地内の商業地域、②中心市街地内の近隣商業地域という優先順位が置かれている。

¹⁰ 佐藤栄佐久「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり—福島県商業まちづくりの推進に関する条例—」『都市問題』2006年10月号。

環境対策、中心市街地活性化への参加・協力、教育訓練への協力などにも及んでいることが特徴となっている。

表3 地域貢献活動の例（福島県、北海道）

項目	福島県	北海道
地産地消の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県産農林水産物や県内で加工・製品化された商品を積極的に販売、店内の飲食店においても県産品を使用。 ・店内における県産品イベントの開催、県産品の常設コーナーの設置など県産品のPRや販売促進の協力。 ・地域経済の循環を一層促進する観点から、県内事業者との取引促進に努め、テナント企業と県内事業者との取引を奨励。 	<ul style="list-style-type: none"> ・道産品コーナーや生産者等が直売できるコーナーの設置等、道産品のPRや販売促進への協力。 ・設置者やテナント事業者の地域及び道内企業との取引促進やこれら企業のテナント入居促進にできる限り配慮。
地域雇用確保への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の採用に当たっては、地域又は県内からの雇用に優先する。 ・従業員の採用に当たっては、可能な限り正社員として採用する。パートタイマー等、希望や能力に応じ正社員採用の機会を設ける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の採用に当たっては、地域及び道内からの優先的雇用にできる限り配慮。 ・従業員に採用に当たっては、地域における安定的な雇用に配慮。
撤退時の対策	<ul style="list-style-type: none"> ・撤退時期やその後の対応策等について、可能な限り早期に情報提供を行う。 ・設置者と核テナント事業者等が協力して、後継店や大型店承継者を確保する。 ・従業員には、離職者の再就職や配置転換を円滑に行う。 ・大型店として利用する建物を建築する際には、撤退時の再利用に留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤退やその後の対応策について、早い段階で、十分な情報提供を行う。 ・取引先企業への店舗閉鎖情報の早期提供や後継店への紹介に努める。 ・設置者とテナントが一致団結して、キーテナントを含めた後継店舗等の早期確保に努める。 ・離職者の再就職や配置転換が円滑に進むよう十分努める。
地域貢献担当窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献活動担当部署等を設置するなど実施体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域貢献担当窓口を設置する。

出所：福島県「地域貢献活動ガイドライン」（2006年）、北海道「大規模集客施設の立地に関するガイドライン」（2006年）より作成。

福島県の条例の特徴は、制度の形態が強制力を持つ条例であることであり、その後、独自策として制度化に踏み切った自治体では、強制力をもたない要綱、方針、ガイドラインなどという形態をとっている。また、他の道府県や改正都市計画法が1万㎡超の大規模集客施設を対象としているのに対し、福島県では、店舗面積6000㎡以上の小売商業施設を対象として上乗せしていることである。さらに、この条例は、都市計画法の改正前であったため、複数自治体のまちづくりに影響を与える大型店の出店調整は、現行法だけでは解決できないことから、広域調整も含めて条例を制定したという背景もある。

それゆえに、この条例に対する反発も大きかったといえよう。たとえば、

イオングループから、条例は、大型店の出店の原則自由を認める大規模小売店舗立地法第13条に抵触するとした「通知書」が福島県知事へ提出されている。この「通知書」に対しては、「大店立地法一条は、その立法趣旨として『その周辺の地域の生活環境の保持のため、・・・小売業の健全な発達を図る』ことを目的としている・・・郊外の大型店の出店が中心市街地の商店街を衰退させるだけでなく、結果として地域全体の福祉の総和を減少させ、子供の教育環境や安全上の問題まで生じさせているのであれば、……立法趣旨をかえって損ない『小売業の健全な発達』を図っていることにはならない」¹¹という立法趣旨を鑑みた反論も出されているが、やはり、立地法第13条は、自治体による大型店規制を大きく拘束していることには変わりはない。立地法第13条は、後述するような米国などの大型店出店規制のあり方をも阻んでいることは問題である。

(2) 北海道のガイドライン～ゾーニングの活用と地域貢献～

北海道は、2006年に、「大規模集客施設の立地に関するガイドライン～コンパクトなまちづくりをめざして～」を策定・施行している。ガイドライン策定の目的を、『市町村によるゾーニングの活用等』を進めるとともに、周辺地域のまちづくりへの影響が大きい大規模集客施設の設置者に対して、『市町村等との事前手続』と『主体的な地域貢献』を求め、コンパクトなまちづくりの観点から大規模集客施設の適正立地に寄与すること」としているように、市町村に、ゾーニング手法（用途地域等による制限）の活用を促し、大規模集客施設の設置者に、市町村等との事前手続や地域貢献を求める内容となっている。

市町村におけるゾーニングの活用については、①市街地の無秩序な拡大を抑制するため、都市計画区域外の準都市計画区域において特定用途制限地域を指定すること、②大規模集客施設が立地可能な準工業地域などの地域で、必要な場合、特別用途地区など都市計画制度の積極的な活用を図ること、③道は、広域的な観点から、市町村の都市計画の変更などへの同意を行う際、関係市町村の意見を踏まえて判断することなどが盛り込まれており、都市計画法による立地規制・誘導と道による広域調整を打ち出していることが特徴である。

大規模集客施設の設置者による市町村等との事前手続や地域貢献については、大規模集客施設の設置者は、あらかじめ出店計画書と地域貢献計画書を知事に届け出ることにより、市町村や住民の意見が反映されるような手続きがとられている。¹²

¹¹ 矢作弘・服部正弘、前掲論文。

¹² 出店計画の手続きとしては、①大規模集客施設を新設（増床を含む）する場合、あらかじめ出店計画書を知事に届け出る。②知事は、出店計画書と届出一覧表を公表し、住民などから意見を募集する。③出店計画書の届出者は、出店計画説明会を開催する。④市町村と住民は知事に意見を述べる。⑤知事は、出店計画書の届出者に意見を述べる、という流れになる。

つまり、大型店の出店計画に対して、地方自治体や住民が、事業者が法的手続きを開始する前に、意見を表明する機会を設けたわけである。地域貢献計画においても（地域貢献活動の例は表3参照）、出店計画と同様、地方自治体や住民が意見を表明する機会が設けられ、大規模集客施設の設置者はこれらの意見を反映させながら地域貢献計画を実施することになる。¹³

北海道のガイドラインの課題の1つは、条例ではなく強制力や罰則がないガイドラインであることである。法律を補完するためには条例化が適切であるが、ただ、ガイドラインでも、地元自治体や住民が意見を表明する機会が設けられていることにより、出店への抑制効果が期待できないわけではない。

課題の2つ目は、他の多くの府県と同様、対象となる大型店が床面積1万㎡超であることである。ガイドラインでは、出店計画書・地域貢献計画書の届出対象となる施設として、「当面は、大規模集客施設のうち、周辺地域のまちづくりへの影響が懸念される床面積が1万㎡を超える商業施設（小売店）を対象」¹⁴としているが、それに続けて「なお、ガイドラインの施行状況や経済情勢の変

また、地域貢献計画の流れとしては、①大規模集客施設を新設（増床を含む）する場合、あらかじめ地域貢献計画書を知事に届け出る。②地域貢献計画書には、地域貢献活動、地域との連携推進、地産地消や産消協働の取組への協力、地域雇用の確保、防災・防災対策の推進、環境対策の推進、撤退時の的確な対応、まちづくりへの協力等を記載する。③地域貢献計画書に記載された地域貢献活動の実施状況については、地域貢献実施状況報告書を毎営業年度、知事に届け出ること。④地域貢献計画書の届出者は、地域貢献説明会を開催する。

¹³ 大型店は、地域貢献計画に具体的などのような内容を盛り込んでいるのか。ここで、一例として、イオン北海道株式会社ボスフル北見店の「地域貢献実施状況報告書」（2008年3月提出）により、地域貢献実施状況のなかの地域連携、地産地消、地域雇用についてみてみよう。

「(1)地域との連携推進」のうち、「②中心市街地活性化の取組への協力」としては、「商工会議所主体のイベント協力及び中心商店街の店舗PR等連携と協体制度での取り組みを増進」があり、「ぼんち祭り及び冬祭りへの人的支援と協賛」を実施している。

「(2)地産地消等産消協働の取組」のうち、「①地域企業や道内企業との取引促進」としては、「北見地方卸売市場との取引及び地場商品の積極的販売取組み・取引企業数21社」の計画に対し、「豊産マルキタ3億、水産丸中4億他約11億の取引実績。東急閉店後オホーツク地域産業振興会オホブラ参画」を実施している。また、「③道産品の積極的販売、PR、需要拡大に向けた情報提供」としては、「中元・お歳暮ギフトでの積極的拡大販売及びオホーツク特産品コーナーの常設」の計画に対し、「(中元)訓子府メロンの拡大、(お歳暮)雄武産シャケ、常呂しんやのホタテ貝柱、雄武出塚のカマボコ、ハッカランドのハッカギフト等拡大販売。特産品コーナー化は19年度銘店にてコーナー設置。北見情報技術と連携ネット販売開始」を実施している。

「(3)地域雇用の確保」のうち、「①地域及び道内からの雇用促進」としては、「道内大学・地元高校からの定期採用、社員・準社員への登用」の計画に対し、2007年度採用実績は「高校1名、大学1名、計2名。東急閉店により社員登用4名、準社員登用4名、パート2名採用」である。「②安定的雇用の確保」としては、「準社員及びパート社員の雇用促進」の計画に対し、実施状況は、「地域ハローワークとの連携による雇用確保、準社員13名、パート202名、アルバイト103名。」2008年にはパートの組合化が予定されている。

¹⁴ 1万㎡の床面積については、「公道等により、施設敷地が分割されている場合等も含め、一体的な開発と判断されるときは、各々の施設の床面積が1万㎡以下であっても、その合計の床面積が1万㎡を超えれば、届出が必要」とされている。（北海道「大規模集客施設の立地に関するガイドライン～コンパクトなまちづくりをめざして～」2006年7月）

化などを踏まえ、必要に応じて、対象施設の見直しを行」うとして含みをもたせているようにみえる。

ガイドラインで、市町村に対し、都市計画区域外の準都市計画区域において特定用途制限地域を指定するか、あるいは、大規模集客施設が立地可能な準工業地域などの地域で、特別用途地区など都市計画制度の積極的な活用を図ることを勧めていた。市町村では、これを受け、準工業地域における特別用途地区の指定や、準都市計画区域における特定用途制限地域を指定する市町村が広がってきている。

たとえば、砂川市は、2007年9月に「砂川市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を制定し、また、滝川市は、2007年12月に「滝川都市計画大規模集客施設制限地区建築条例」を制定して、いずれも、準工業地域に、大規模集客施設制限地区として特別用途地区を指定し、床面積1万㎡を超える大型店等を規制している。富良野市でも条例案がすでに出されている。

名寄市では、改正都市計画法の施行（2007年9月）前の2007年6月に「名寄市特別用途地区建築条例」を制定し、工業地域に特別工業地区を指定して1万㎡を超える大型店等を規制しようとしたが、スーパー・ポスフルが以前から計画していた名寄店の着工を条例施行前に終えたことから、名寄市の条例の拘束力はなくなっている。

以上のように、道府県では、条例による立地規制・誘導、都市計画法による立地規制・誘導、市町村間の広域調整、そして地域貢献などの規制手法をとりつつ、地方自治体の立場から大型店の適正立地を目指してきた。それは、法律の補完や上乘せ・横出しを伴う条例等の制定であったかもしれない。だが、地方自治体にとって、法律の不備やわが国特有の偏りを含む制度的問題を看過し得ない状況が地域で生じていたことが、その背景にある。

中心市街地における小売商業の集積低下に伴い、住民の地域への愛着・誇りの低下、交流機能の低下、地域のコミュニティや固有の伝統・文化、街並みの維持の困難さ、高齢者・障害者の生活の不便さのみならず、今後、既存の社会資本を十分に活用しないまま、新たな社会資本の整備や維持管理に必要なコストの増加、優良農地や景観の優れた地域での環境負荷の増大、どこのまちでも類似した風景の出現が想定される¹⁵など、まちづくり総体の危機的問題が現れているのである。

(3) 地域貢献における大型店と地元小売業

以上のような地方自治体による大型店出店規制の動きを、大型店サイドでは

¹⁵ 福島県「福島県商業まちづくり基本方針」2006年6月。

どのように捉えているのか。

地域貢献を求める自治体の制度化に対し、日本チェーンストア協会サイドから、次のような意見が出されている。「まちづくり3法の改正と軌を同一にするように、いくつかの地方自治体において、条例やガイドラインにより社会貢献を求める例が出てきている。具体的には、条例等で社会貢献の例を具体的に示した上で、進出しようとする店舗にこれらの例を参考にした社会貢献計画を提出させ、これに対する住民や関係市町村の意見を集めてこれらに配慮した最終的な貢献計画を作らせるというやり方である。これらのプロセスが地方自治体独自で設けた出店のための調整プロセスと同時に進められるような場合では、社会貢献計画そのものが大型店にとって縛りとなる可能性もある。」また、企業の社会貢献という場合、大型店だけでなく、他の大企業や中小企業も果たすべき社会貢献があるとして、「大型店だけを対象に社会貢献計画を届出させ、たとえ強制ではないとしても結果として押し付けられる可能性を含むような制度というのは問題がある」¹⁶というものである。

地方自治体の出店の調整プロセスと地域貢献が連動することへの警戒と、大型店だけを対象とした地域貢献への不満が示されているわけであるが、前者については、自治体として、大型店を立地規制・誘導したうえで、出店するならば地元商店と同様な地域貢献を期待しているといえよう。このことは、後者の問題とも関連する。

たしかに、その市町村に立地する企業が地域貢献を求められるとすれば、それは大型店舗だけに限定するのは問題といえよう。もともと地域のなかに根付いて活動する中小企業は、むしろ地域に貢献することで存続してきた性格が強いのにに対し、外来の大規模工場などにも地域貢献を求めることは当然であり、地域貢献計画提出の対象とすべきであろう。

福島県の「地域貢献活動ガイドライン」では、今日、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）を重視した経営が求められていることについて、「短期的な利潤追求に偏重した経営でなく、社会を構成する一員として、中長期的な視野に立った豊かな地域社会の構築に向けた取り組みを行うことが、人々から存続を望まれる企業となるために必要であるだけでなく、それにより結果として企業としての自らの価値を高め、持続的な発展を遂げることにつながる」として、地域社会構築への参加を企業の社会的責任とみる。

また、中小企業については、「CSRは、すべての企業が自らの判断のもとで対応すべきものですが、中でも小売業は、『人々の暮らしを支えながらそれぞれの時代の文化を育むなど、県民生活と深く関わるとともに、まちの魅力の形成に寄与してきた』と「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」の前文でも述

¹⁶ 鈴木善統・日本チェーンストア協会専務理事「大型店と地域の連携を探る」『都市問題』2006年10月号。

べているように、地域密着型の産業として消費者である地域住民との直接の接点を有するという特性を有しています」と、小売業を地域密着型の産業とみて、とくに小売業の地域貢献を重視する。

北海道のガイドラインも、「社会的責任は、店舗等の規模や業種にかかわらず取り組むべき課題ですが、地域密着型の産業である小売業にあって、大規模な商業施設の出店や撤退は、消費者の利便性のみならず、その規模故に、周辺地域のまちづくりに大きな影響を与えることから、とりわけ地域社会への貢献が期待されています」とある。

つまり、消費者と直接接点をもつ地域密着型産業である小売業は、その規模にかかわらず地域貢献が期待されており、とくに、まちづくりに大きな影響を与える大型店への期待がますます大きくなる。

日本チェーンストア協会は、2006年、「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」を作成し、そのなかで実効性を高めるための具体的行動事例を列挙している。¹⁷

ガイドラインの各項目は、先にみた地方自治体のガイドラインの項目のうちの一部と重なるものであり、地元商店街では参加することが当然のまちづくり活動が、改めて「ガイドライン」として打ち出されているのをみても、むしろ、これまでの大型店の地域でのあり方の問題が浮き彫りになっているといえる。

では、大型店と地元商店の地域貢献には、どのような違いがあるのだろうか。とくに、地方自治体が大型店に対して規制する理由には、その地域経済への影響が中心にあるとあってよく、地域経済への貢献度の違いは重要である。以下では、それを、アメリカの例でみていくことにする。

4 地域経済視点からの大型店出店問題～米国の事例～

(1)シカゴ・アンダーソンヴィル地区の事例

地元商店と大型店のそれぞれの地域経済へ与える効果の違いをみるために、調査研究所のシビック・エコノミクス (Civic Economics) が行った、シカゴ市のアンダーソンヴィル地区における地元商店と全国チェーン店の比較研究を

¹⁷ ガイドラインのなかで、「今後も地域商業者等との連携・協働に係る活動の実効性を高めていくため、・・・会員社の各店舗において既に取組んでいる事項や取組みを予定している事項を具体的活動の事例として掲げ、これを参考に実態を確認しつつ適宜適切に対応していくための道標として本ガイドラインを作成することとした」として、以下の7項目の具体的行動事例を列挙している。(1)地域経済団体等の活動への積極的な協力及び参画、(2)地域経済団体等の活動に対する助言、大型店として有する経験・知識・人脈などに関する情報の提供、(3)地域のタウン・マネジメント活動等「まちづくり」への協力、(4)地域のイベント、地域的美観・景観等生活環境推進への協力及び参画、(5)地域の防犯・防災、未成年者非行防止、環境保全等への対応、(6)地元商工会議所、商店会等への加入についての協力、(7)地域商業活動からの撤退(退店)に係る早期情報開示等。(日本チェーンストア協会「地域商業者等との連携・協働のためのガイドライン」2006年6月。)

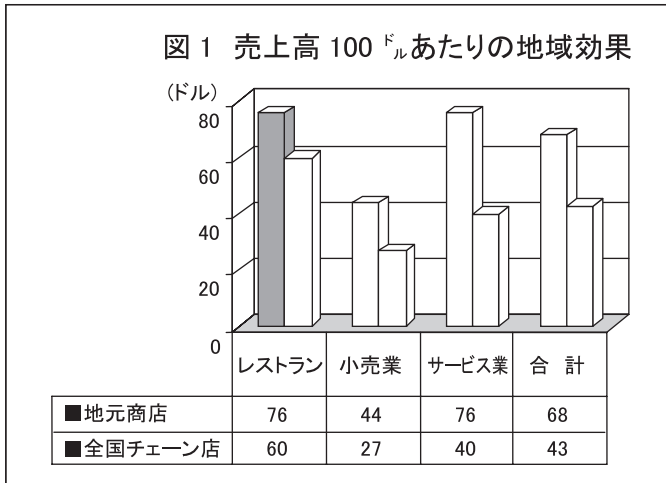
みてみよう。¹⁸

調査の対象は、地区内の地元商店 10 店舗と、その競争相手であり、シカゴに本社を置いていない全国チェーン店 10 店舗の計 20 店舗であり、それぞれ、小売業、レストラン、サービス業の業種を対象としている。

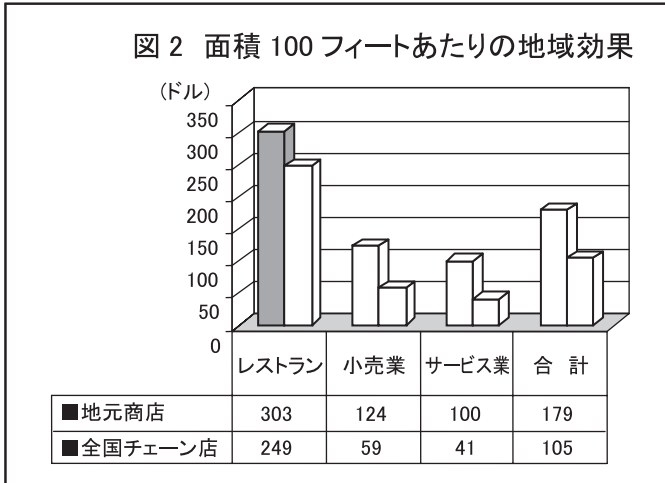
この調査研究は、シカゴ市内の地域経済にとどまる両者の支出額の推測を目指しており、まず、直接効果として、給料、利潤、地元調達そして慈善事業への寄付の 4 項目について推定し、その連続的な循環である間接効果と誘発効果を、乗数を用いて推測する。

地域経済への経済効果は、公平な比較を可能とする a. 売上高 100 ドルあたりの効果、b. 面積 100 フィートあたりの効果として計算される。

調査結果は、図 1 のように、地元商店の場合、100 ドルの消費支出あたり、シカゴの地域経済に 68 ドルがとどまるのに対し、全国チェーン店の場合、43 ドルがとどまるにすぎない。また、地元商店では、図 2 のように、店舗面積 100 平方フィートあたり、179 ドルの地域経済効果があるのに対し、全国チェーン店では、105 ドルの地域経済効果があるにすぎない。



¹⁸ Civic Economics, *The Andersonville Study of Retail Economics*, Oct. 2004.



地元商店の方が全国チェーン店より地域経済効果が高いのは、レストラン、小売業、サービス業のどの業種でも共通している。その理由は、4つの支出項目ごとに説明されている。

第1に、地域労働への支出は、全国チェーン店より、地元商店の方が、経営費のなかで大きな割合を占める。全国チェーン店は、簿記やマーケティングのような管理機能を中央の本社に統合できるが、地元商店は、それらの機能を、自社内か、あるいは、コミュニティ内で外部委託しなければならない。総売上高のうちの労働費については、地元企業が29%、全国チェーン店が23%を支出している。

第2に、地元商店が得た利潤の大部分は、地域経済にとどまるのに対し、全国チェーン店では、本社に利潤をもたらし、それはその後、グローバル戦略により再投資されるか、一部は株主に分配される。いずれの場合も、地域経済に循環する全国チェーン店の利潤はごくわずかでしかない。

第3に、地元商店は、広範な商品やサービスを地域市場で調達する。地元商店(総売上高の6.0%)の方が、全国チェーン店(同2.9%)より、おおよそ2倍高い。

第4に、地元商店の優位さを示す小さくない貢献は、慈善事業への寄付である。地元商店の経営者や従業員は、その商店のある近隣に奉仕する傾向があるのに対し、全国チェーン店は、本社の近くの慈善事業に寄付する傾向がある。

以上の調査結果にもとづき、次のような政策的意義を強調する。①地元商店

は、全国チェーン店より大きな地域経済的効果をもたらすこと。②全国チェーン店が地元商店に取って代わることは、地域経済全体の活力を弱めること。③消費者がその支出の購買先を替えることが、大きな地域経済効果をもたらすこと。④公共政策の決定が、地元商店に不利益を与えないよう十分注意しなければならないこと、以上である。

(2)メイン州ミッドコースト圏の事例

同様な結果は、地域自立研究所 (Institute for Local Self-Reliance) がメイン州のミッドコースト地域で行った調査研究でも報告されている。¹⁹

地域社会が直面している、大型店の出店を支持すべきか、あるいは、開発を制限し、地元小売業の発展に焦点を合わせるべきかを決定するための情報として、研究所は、ミッドコースト圏の地元企業（8店）の経済効果を調査し、これを典型的な大型店（メイン州内に店舗をもつ州外本社の2店）の経済的貢献と比較している。

調査結果は、地元企業が、その売上高の53.3%を州内で支出する。支出の内訳は、地元の従業員に支払われる給料（売上高の28.1%）、他の地元企業から購入する商品・サービス（16.9%）、利潤（5.4%）、自治体や州政府への税金（2.4%）、地元の慈善事業への寄付（0.4%）となり、残り46.7%は州外へ出て行く。これに対し、大型店については、公表された情報・報告書等からの推定によると、州内には、ほとんど給料の形態で売上高の14.1%を支出し、それ以外は州外の業者への支出か本社に還流する。

これらの結果から、地元企業は、地元の製造業者、銀行、印刷業者、会計士などの多様な地域の企業を支え、地域経済に派生効果をもたらしており、高い費用をかけて大規模な雇用主を新たに誘致するのと同じ経済効果を生み出すと結論づけている。

(3)サンフランシスコの事例

シビック・エコノミックスが、サンフランシスコ市の小売業を対象に行った調査研究でも、全国チェーン店との比較で地元商店の経済効果を示している。²⁰

調査結果は、表4のとおり、本屋、おもちゃ屋、スポーツ用品店、レストランの各業種いずれも全国チェーン店より地元商店の方が地域経済効果がかかなり高いことを示している。

地元企業は、雇用、サービス、利潤を通じて、地域経済で循環させる資金が、より多くの生産高、所得、雇用をサンフランシスコ市内にもたらす。これはまた、小売売上高の増加を生み、増加所得は公共サービスのために課税される。

¹⁹ Institute for Local Self-Reliance, *The Economic Impact of Locally Owned Business vs. Chains—A Case Study in Midcoast Maine*—, September 2003.

²⁰ Civic Economics, *The San Francisco retail diversity study*, 2007.

こうして、地元企業は、競争相手の全国チェーン店より、実質上、より大きな地域効果をもたらすという。

表4 各商店の売上高と地域効果

(単位: 100万^円, %)

	本屋			おもちゃ屋			スポーツ用品店		
	a売上	b地域効果	b/a	c売上	d地域効果	d/c	e売上	f地域効果	f/e
地元企業	167.0	54.0	32.3	60.0	20.0	33.3	84.0	28.0	33.3
全国チェーン店	42.0	8.0	19.0	27.8	5.4	19.4	52.1	10.2	19.6

出所: Civic Economics, The San Francisco retail diversity study, 2007. より作成。

	レストラン		
	g売上	h地域効果	h/g
地元企業	511.2	287.2	56.2
全国チェーン店	249.1	107.5	43.2

出所: Civic Economics, The San Francisco retail diversity study, 2007.

以上、3つの事例研究にみられるとおり、地元商店と域外大型店では、雇用効果、原材料の地元調達率、利益の再投資先、寄付金などの面で、地域経済への貢献度が異なっており、このちがいが、地方自治体に大型店出店を規制する根拠の1つとなっている。

わが国でも、大型店に対し、地元商店と同様な地域貢献を求め始めているが、全国レベルの大型店の対応には限界があることはいうまでもない。とりわけ、原材料の調達先については、グローバル戦略に基づいて設定された価格は、大型店の最大の強みとなっているからである。

わが国では、すでにふれたように、大規模小売店舗法が廃止された後、大型店出店に対する経済的規制が全くなり、今後は、商業調整という経済的規制を排除した、土地利用規制面からの大型店立地の誘導・規制が行われることになる。だが、米国では、次にみるように、大型店の店舗面積に上限 (Store size Cap) や、出店の一時凍結 (Moratorium) などを設ける地方自治体が増えており、むしろ、競争制限的な経済的規制を含む大型店規制が広がっている。

米国では、こうした手法を使いながら、2008年8月現在、395の市町村で、大型店の出店を少なくとも一度は撤回させてきた。²¹

では、米国の多くの自治体で、経済的規制を含む大型店出店規制がどのように実施されているのか、これを次にみてみよう。

²¹ Sprawl-Busters, "Victorious Secret"による。そこでは、市町村名が列挙され、その状況を知ることができる。

5 ゾーニングにもとづく大型店出店規制策

米国では、大型店出店規制はゾーニング（土地利用規制）にもとづいて行われている。

「米国では多くのゾーニング条例が大型店の参入を制限し・禁止し、地元の商業者を保護・育成することが地域経済にプラス（税収増や雇用確保など）であり、地域社会の福祉に貢献する、すなわちそれがまちづくりである、という趣旨のことを明確な表現で記載している」²²といわれる。開発の管理を目的とするゾーニングを通じて、競争制限的な経済的規制がおこなわれているのである。

わが国のように、土地利用規制が経済的規制を含むかどうかは問題となることは、米国では少ないといわれる。それは、公平な参入の機会を保障すること、差別がない制限であること、そして制限するならば「まちづくりの利益」により担保されることが確保されているからである。²³ その上で、大型店をめぐる土地利用規制が経済的規制を含むのは当然のこととみなされている。

つまり、米国では、大型店の出店を規制しようとするれば、土地利用規制条例に依拠するほか手段がない。その行使が自ずと経済的規制を含むのである。したがって、大型店規制問題は、単なる経済的規制問題ではなく、生活環境の視点からの土地利用規制の延長として経済的規制に及ぶものとみられる。

ここで、大型店規制の手法である、店舗面積に上限を設けるキャップ制度と、出店の一時的な凍結であるモラトリアムについてみてみよう。

①小売業のキャップ制度

米国の多くの市町村では、中心街の経済的活力を維持するため、また、小売業の過剰問題やスプロールへの対策として、大型店の規模を制限する小売業のキャップ制度を条例化してきた。

たとえば、ワシントン州のベリンガム市では、2007年、全小売店舗の規模の上限（Cap）を90,000平方フィートに設定している。また、コネチカット州のフェアフィールド市は、2007年、近隣業務地区に立地する小売店舗やレストランを4,000平方フィート以下に制限する規制を条例化している。²⁴

²² 矢作弘『大型店とまちづくり—規制進むアメリカ、模索する日本—』岩波書店、2005年、77頁。「米国では、大型店や全国チェーン店の進出を制限・禁止（参入障壁）する競争制限的な——その意味では明らかに経済的規制となる政策を、『地域社会の健康、安全、道徳、そして一般的福祉』のために不可欠であるという論理によって合法化している。ゾーニング条例が本質的には「開発の管理」をねらいとする以上、競争制限的となるのは自然である。」（同書、77頁）

²³ 「米国では、ゾーニング条例が経済的規制を含むかどうかは、さほど問題にならない。実際のところ、ゾーニング条例の場合も、純粋な社会的規制はごく少ない。大方は、経済的規制と重なっている。しかし、その違いを争うことは神学論争になる。プラグマティズムの米国では、そうした議論はおきかないのである。（矢作弘、前掲書、92-93頁）

²⁴ Institute for Local Self-Reliance, "Retail Store Size Cap and Moratorium — Bellingham, Washington ", "Store Size Caps".

ゾーニング条例が、長い間、建物の高さや容積を制限してきたのと同様、公共の利益を護るために制度化された小売業のキャップは、合法的なプランニングの手段とされる。その際、地方自治体が、私的財産権を護るための法的必要条件に従うことは不可欠であり、自治体は、小売業キャップ条例により公共目的が維持されることを明確に説明しなければならない。

この大型店の規模を制限する制度の法的根拠については、伝統的なゾーニング規制内で、直接、建物の高さや規模について条例化することから、一定のタイプの企業を排除するという排除の装置ではないといわれる。²⁵

②開発モラトリアム

スプロール対策の効果的な方法の1つは、中心街の活性化を積極的に促進する条例を制定することであるが、そうした適切な立法措置のない市町村でも、プランニングやゾーニング条例を検討し、強化する間、現状維持のための一時的開発制御を行うことができる。²⁶

たとえば、ワシントン州のベリンガム市では、2006年、アメリカ最大の小売大型店であるウォルマートが、既設のベリンガム店を、食料雑貨類を含む巨大ショッピングセンターに拡張する計画を公表した後、市は、すぐに、10万平方フィート以上の店舗の建設・拡張に関する一時的モラトリアムを採用した。その後、規模のキャップ制度が、2007年に採用されたことは先にみたとおりである。²⁷

このように、開発モラトリアムは、市町村が、提案された開発の影響、すなわち、大型店のスプロール開発にともなう交通量の増加、市町村の個性の喪失、経済的な変化などの問題を検討する余裕をあたえ、それに対応する適切な手段をとることができるように、新たな開発を一時的に停止させるものである。²⁸

むすびにかえて—スマート・グロース政策による大型店対策—

以上のように、米国では、ゾーニング条例にもとづいて大型店規制が行われているわけであるが、そこで採用されている小売業のキャップや開発モラトリアムの制度は、多くの地方自治体の都市計画で1960年代末以降採用されてきた開発誘導手法としての成長管理（Growth ManagementあるいはGrowth Control）政策の手法でもある。

成長管理政策とは、開発のタイプ、速度、位置、タイミング、質、特性を誘

²⁵ National Trust for Historic Preservation, "Retail Caps—Smart Growth Tools for Main Street—", 2002.

²⁶ National Trust for Historic Preservation, "Temporary Development Controls—Smart Growth Tools for Main Street—", 2002.

²⁷ Institute for Local Self-Reliance, op.cit.

²⁸ National Trust for Historic Preservation, "Temporary Development Controls", op.cit.

導するための計画的な意図をもつ政策であり、居住環境を維持するために、都市計画の伝統的な手法であるゾーニングを補完するものとして行使されてきた。

これまで採用されてきた成長管理政策の手法はきわめて多様であり、開発の上限規制 (Cap) とモラトリアムのほかに、たとえば、ゾーニング規制、インフラの整備に沿った段階的な開発、境界線の外側では開発が認められない都市成長境界線、開発基準を満たすとポイントが与えられるポイント評価制度、高密度な開発を進めるため空き地に建物を建てるインフィル等というように、伝統的な手法から新規の手法まで幅広い範囲に及んでいる。これは、ほとんどのゾーニングのテクニックが成長管理の目的のために利用されるからである。²⁹

成長管理政策は、ときには訴訟を伴うことがあったものの、居住環境を護る有効な手法として多くの自治体に広がった。それは、もちろん、大型小売店舗の開発のみを対象としているわけではなく、住宅開発やビル開発などを含むすべての都市開発を対象とするなかで、開発を進めようとする大型小売店舗も含まれていたわけである。

このような成長管理の考え方にもとづき、1990年頃から、戦略的な計画概念として「スマート・グロス」(Smart Growth)の概念が提案され、計画や政策として実施されるようになっていく。

スマート・グロスについては、多様な捉え方がなされているが、成長管理とスマート・グロスのちがいは、後者が、地域の経済、コミュニティ、環境のいずれにも寄与する開発のあり方を指すこと、郊外への開発抑制と中心市街地の開発促進を一体的に管理すること、つまり、コンパクトな都市を目指していること、資金調達など財政的枠組みを考慮することなどにおいて違いがあるといわれている。

保井美樹氏は、スマート・グロスを次のように捉えている。「米国の『スマート・グロス』とは、主に、郊外における無秩序な開発によって深刻化している環境、社会、経済面の諸問題を解決・軽減させるために、1970年代以降、幾つかの先進地域で発達した成長管理による計画の考え方をもとに、各地域で抱える課題と実情に応じて、種々の制約を踏まえても実施可能な手法を探ろうとする戦略的な地域成長管理の計画概念である。主に、スプロールを防御し、都市中心部を再活性化させ、新たな都市デザインのあり方を追求し、自然環境を保全し、公共交通を重視したまちづくりを進め、アフオーダブル住宅が十分に整備された地域を形成するための種々の政策によって成り立つもので、その施策には施設の立地誘導を行うものが多くある。」³⁰

²⁹ 金倉忠之「アメリカにおける都市の成長管理政策についてのサーヴェイヤーB. チニツの所説を中心に」『都市問題』1996年3月号。

³⁰ 保井美樹「米国スマート・グロス政策に見る広域での開発誘導インセンティブ」東京市政調査会研究部『スマート・グロス政策に関する研究』東京市政調査会、2005年、41-42頁。

スマート・グロースは、郊外の無秩序な開発を抑え、中心市街地、自然環境、公共交通、手頃な住宅などを重視した戦略的な地域成長管理といわれるように、居住環境の保全に重点を置いていた成長管理に比べ、広域的で、多目的で、対象が広範なことに特徴があるが、そのために困難さを伴うものとみられる。しかし、そうした違いはあっても、スマート・グロース政策により都市を管理する手法は、キャップやモラトリアムのように、成長管理政策と重なっている。ただ、広域的成長管理計画であるスマート・グロースの場合は、「その財政的側面にあたる都市基盤整備計画に連動させることにより法的根拠を持った規制手法として取り込まれ」³¹ていることが異なっている。

ところで、わが国では、既述したように、コンパクトシティを目指して都市計画法が改正され、地方自治体が、大型店出店との関連で、中心部への立地誘導や地域貢献を求める条例やガイドラインなどを策定して補完するようになってきた。地方自治体は、今後、都市計画などの土地利用規制にもとづき、大型店の規制・立地誘導を行うことになる。

その際、わが国でも、米国と同様、都市計画を補完する成長管理あるいはスマート・グロース政策による手法を行使することが効果的とみられ、そこでは、土地利用規制には経済的規制が伴うことはいうまでもない。

地方自治体による大型店出店対策は、大型店と地元商店の地域経済への貢献度のちがいを考慮しつつ、あくまでも、自然環境保全、公共交通の重視、郊外の無秩序な開発の制御、中心市街地の活性化、コンパクトシティ構築という公共目的の維持のため、あるいは、まちづくりの利益により担保されることが必要といえよう。

成長管理政策あるいはスマートグロース政策の手法を経済学的に分類すれば、直接規制型（上限規制やモラトリアムなど）と市場連動型（課税や補助金など）があり、都市経済学者の経済学的評価は、市場の働きという視点から、既存立地者のための既得権擁護や新規参入への不公平などの問題を発生させる直接規制型ではなく、市場連動型を重視する。たしかに、市場メカニズムを計画や税制などで修正し、計画に経済的誘導装置を組み込むようなバランスの必要性は重要な意義をもつとみられるが、しかしながら、これは、米国のような土地利用の用途規制や開発規制が厳しく行われてきたところでの問題と対応である。わが国の都市計画の推移をみるかぎり、むしろ市場の動きに合わせて都市計画

³¹ 「自治体を実施する成長管理プログラムでもって新規開発に対して何らかの規制をかける場合、その一つの法的根拠は都市基盤施設に対する過剰な負荷、すなわち計画の中で決められているサービスレベルを著しく低減することである。この場合、・・・その整備費用をどのような財源で賄うかまで都市基盤整備計画の中で位置づけられていることが不可欠となる。すなわち、サービスレベル値の設定、整備事業の優先順位、財源、計画期間の各要素でもって都市基盤施設への負荷を根拠に開発許可審査を行い、開発の速度、量、タイプ、位置を規制することとなる。」（西浦定継「成長管理の再考と広域計画の意義：グロースマネジメントからスマートグロースまで」『RP レビュー』2001年3月）

の規制緩和をすすめてきたのが実状ではないだろうか。³²

たとえば、2002年の都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域の制度を導入することにより、民間事業者が公共事業を提案し、実施できることになり、しかも、都市再生特別地区では都市計画法や建築基準法による一切の規制がなく、密集した超高層ビルを建設することが可能になるという世界的にも類を見ない制度がつくられている。³³

その意味では、わが国の都市計画はきわめて柔軟に適用されてきたのであり、むしろそうして都市計画による規制を抑制しながら無秩序な開発を放任してきたことが問われるべきではないだろうか。そこでは、都市計画あるいは成長管理政策に対していわれるような硬直性などの問題はきわめて希薄であるようにみえる。³⁴わが国では、米国以上に、地方自治体が、条例などにより法律を補完していく必要性は高いものとみられる。

³² 金倉忠之「都市の成長管理政策に対する経済学的評価について」『都市問題』第88巻第2号、1997年2月号。

³³ 金倉忠之「東京一極集中問題と『大都市再生』政策」北見工業大学『人間科学研究』第4号、2008年3月。

³⁴ 金倉忠之「都市の成長管理政策に対する経済学的評価について」前掲。

北見工業大学論文集「人間科学研究」投稿等に関する内規

制 定 平成16年6月24日
一部改正 平成17年12月13日
附 属 図 書 館 委 員 会
一部改正 平成19年10月26日
図 書 館 委 員 会
一部改正 平成19年12月21日
図 書 館 委 員 会

- 第1条 北見工業大学（以下「本学」という。）において刊行する論文集「人間科学研究」（以下「論文集」という。）への投稿、審査及び編集については、別に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。
- 第2条 論文集は、CD-ROMによる年1回の刊行とし、本学ホームページにおいて公開する。
- 第3条 論文集の編集事務は、図書館委員会（以下「委員会」という。）が行なう。
- 第4条 論文集の内容は、投稿論文、依頼論文、書評、ノート、資料等とし、委員会が投稿論文、依頼論文、その他に区分して掲載する。
- 第5条 論文集に投稿できる者は、本学教員及び教務職員並びに委員会が認めた者とする。
- 第6条 投稿論文は未発表のものであること。ただし、既に口頭で発表し、その旨を明記してある場合は審査の対象とする。
- 第7条 投稿論文の掲載可否は、委員会が依頼する学外者の査読の結果を踏まえ、委員会が決定する。
- 第8条 投稿論文以外の掲載可否は、委員会が依頼する審査会（共通講座）の審査の結果を踏まえ、委員会が決定する。
- 第9条 投稿要領は、委員会が別に定める。
- 第10条 投稿論文は、オリジナル及び査読用コピー2部並びに概要説明文1部を委員会へ提出すること。
- 第11条 投稿論文の校正は、査読後を含め、2回執筆者が行なうものとし、2校目の訂正加筆は、植字の誤りにとどめ、内容に関する訂正加筆は認めない。
- 第12条 投稿論文の経費は、CD-ROMの原盤作成経費を除き受益者負担とする。
- 第13条 論文集に掲載された著作物の著作権は、委員会に帰属する。
- 第14条 掲載論文等の執筆者は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の提

供を受ける者から料金を受けない場合には、自著の掲載論文等を委員会の許諾なしに複製し、印刷媒体・電子媒体等で配布・公開することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すること。

- 2 掲載論文等の執筆者は、自著の掲載論文等の全部又は一部を原文のまま又は一部改変して他の著作物に転載することができる。その場合は、論文集の誌名、巻号、発行年等の出典及び著作権者名を明記すると共に事前に文書で委員会に届け出ること。

論文集「人間科学研究」投稿要領

制 定 平成16年6月24日
一部改正 平成17年12月13日
一部改正 平成18年8月10日
人間科学研究編集委員会

1 投稿方法

投稿は原則として、MS-WORD・一太郎・OASYS等ワープロの電子ファイル（フロッピーディスク等）で入稿する。書院・RUPO等のワープロ専用機の場合はテキストファイルに変換して、プリントアウト原稿を添えて入稿する。

2 原稿枚数の制限

原稿はA4用紙横書きで、40字×30行で作成する。枚数制限は本文及び注を含めて20枚。ただし、枚数を越える原稿も執筆者負担費用を増額することにより、受け入れる。欧文原稿の場合、ダブルスペース25行で約10,000語とする。

3 アブストラクト（要旨）

論文は、冒頭に200語以内の英文のアブストラクト（要旨）を付けること。

4 電子ファイルの名前は、内容がわかりやすい題にすること。人間科学研究・原稿などのネーミングは、重複する可能性があるので避けること。執筆者の名前を冠することが望ましい。

5 図・表・写真等はなるべく原稿の中に取り込むこと。不具合が生じる心配がある場合、編集委員会にあらかじめ相談すること。

6 文字の体裁

a. 和文の場合の段落は全角1字空け、欧文の場合の段落は5スペース空けて始め、改行記号で終わること。オートマージン（右端揃え機能）以外には、自分で文中にスペースを挿入しないこと。オートハイフネーション（行末ハイフン）以外のハイフンは付けられないこと。

b. 英数字・記号は半角文字。

c. 注は、原則として脚注とする。

7 誌面はA5版となる。

論文集「人間科学研究」査読要領

制 定 平成16年8月3日
人間科学研究編集委員会

当委員会は投稿論文の掲載審査を2名の査読者の判定を基に行ないます。査読者にはフルペーパー査読を依頼し、掲載可否の判定と講評を提出していただき、当委員会の判断資料とします。また、査読者は、論理的・記述的曖昧さをなくすために、表現等の修正を「修正意見」として提出していただきます。

掲載可否の判定は、「可」又は「否」で表現していただきます。なお、その判定に至った理由を別紙「人間科学研究 論文査読票」により提出していただきます。

査読の方法

評 価

査読に当たり、投稿論文がその分野において、いかなる位置づけにあるか、新たな観点から考察された内容を含んでいるか、等の点について以下の項目に照らして客観的に評価してください。

- 1 新規性：内容が既知のことから容易に導き得るものではないこと。
 - a) 主題、内容、手法に独創性がある
 - b) 学界、社会に重要な問題を提起している
 - c) 時宜を得た主題に関して、新しい知見と見解を提示している
- 2 完成度：内容が読者に理解できるように簡潔、明瞭、かつ平易に記述されていること。

この場合、次のような点についても評価してください。

 - a) 全体の構成が適切である
 - b) 目的と結果が明確である
 - c) 既往の研究との関連性が明確である
 - d) 文章表現は適切である
 - e) 全体的に冗長になっていないか
- 3 信頼度：内容に重大な誤りがなく、また、読者から見て信用のおけるものであること。
 - a) 重要な文献がもれなく引用され、公平に評価されているか

- b) 従来からの研究成果との比較や評価がなされ、適正な結論が導かれているか

判 定

論文掲載の最終判断は、編集委員会において行ないませんが、査読論文が水準以上であれば掲載「可」とし、掲載するほどの内容を含まないと考える場合、および掲載すべきではない場合は「否」としてください。なお、「否」とする場合は、以下の項目で該当するものを選び査読票に示すと共に理由を具体的に記述してください。

I 誤り

- a) 理論又は考えのプロセスに客観的・本質的な誤りがある
- b) 資料整理に誤りがある
- c) 明らかに不相応な理論を当てはめて論文が構成されている
- d) 都合のよい資料・文献のみを利用して議論が進められ、明らかに公正でない記述により論文が構成されている
- e) 修正を要する根本的な指摘事項をあまりにも多く含んでいる

II 既発表

- a) 明らかに既発表とみなされる
- b) 独立した論文と認めがたい
- c) 他人の研究成果をあたかも本人のもののごとく記述して論文が構成されている

III レベルが低い

- a) 通説が述べられているだけで、新しい知見がまったくない
- b) 多少の有用な資料は含んでも論文にするほどの価値がまったく見あたらない
- c) 論文にするには明らかに研究がその水準まで進展していない
- d) 着想が悪く、当然の結果しか得られていない
- e) 研究内容が単に他の分野で行なわれている方法の模倣で、まったく意味を持たない

修正意見

編集委員会は修正意見を著者に伝え、その回答により掲載の判定を行います。また再査読が必要と判断された場合は再査読を依頼致します。

査 読 者 一 覧

天 野 勝 弘	勝 山 貴 之	時 崎 久 夫
井 上 和 子	川 田 潤	友 末 亮 三
飯 吉 光 夫	河 合 靖	中 西 新 太 郎
池 田 信 雄	小 松 雅 彦	長 田 謙 一
伊 坂 忠 夫	小 森 田 秋 夫	西 山 哲 成
伊 藤 知 義	篠 田 優	根 本 慎
岩 佐 茂	島 越 郎	原 英 一
岩 田 美 喜	ジョセフ・ラケット	溝 越 彰
上 西 哲 雄	菅 原 勉	三 好 暢 博
上 野 之 江	岡 田 素 之	村 越 雅 雄
大 江 泰 一 郎	平 子 友 長	箭 川 修
大 久 保 健 治	高 橋 美 佳	山 田 昭 廣
太 田 耕 人	竹 森 正 孝	山 本 真 司
岡 本 靖 正	田 中 久 男	山 本 憲 志
小 川 芳 樹	田 中 弘 樹	
梶 理 和 子	時 實 早 苗	

人間科学研究編集委員会

委員長	図書館長	青木	清	
委員	教授	柴野純一	機械工学科	
”	准教授	早川博	社会環境工学科	
”	教授	谷藤忠敏	電気電子工学科	
”	准教授	渡辺文彦	情報システム工学科	
”	教授	福井洋之	バイオ環境化学科	
”	准教授	伊藤英信	マテリアル工学科	
”	教授	平野温美	共通講座	

平成21年3月23日発行

編集兼発行者

国立大学法人北見工業大学

〒090-8507 北見市公園町165番地
